

金 時 鐘

展望する在日朝鮮人像

1976. 10. 17

曹 基 亨

在日朝鮮人の戦後史 I

1976. 11. 19

—民族教育に即して—

佐 藤 勝 巳

在日朝鮮人の戦後史 II

1976. 12. 10

—法的地位に即して—

在日朝鮮人問題連続講座・講演録

申京煥君を支える会・発行

## 目 次

- 展望する在日朝鮮人像 金時鐘 (1)
- 在日朝鮮人の戦後史 I 曹基亨 (17)  
—民族教育に即して—
- 在日朝鮮人の戦後史 II 佐藤勝巳 (29)  
—法的地位に即して—

この講演集は、昨年（76年）九月から十二月にかけて、申京煥君を支える会主催で開いた「在日朝鮮人問題連続講座」第二、三、四回の記録です。支える会事務局が原稿化したものに、講演して下さった三氏に手を入れていただきたものです。

忙しい中、原稿に手を入れて下さった金時鐘、曹基亨、佐藤勝巳の各氏に感謝いたします。

すでに発行しました第一回の姜在彦氏の演録「在日朝鮮人の日本渡航史」とともに読んでいただければ幸いです。

申京煥君の四年にわたる裁判はいよいよ大詰を迎えてます。裁判勝利のために、より一層の支援をお願いします。

一九七七年八月

申京煥君を支える会事務局

# 展望する在日朝鮮人像

## 金 時 鐘

### 一、申京煥裁判が問いかけるもの

庶民感情の上に立つ法体系  
在日朝鮮人そのものへの支え  
ギリギリを生きる「在日」  
「統一」への希い

### 二、実像としての在日朝鮮人

差別だけが問題ではない  
原罪意識をこえて  
屈託のない同胞—集落の中で—  
自前で生きるしかない  
孤絶していく同胞—教師体験から—  
K君の場合  
C君の場合

### 三、展望する在日朝鮮人像

朝鮮そのものの悲劇  
祖国に帰るということ  
統一したら帰る!?  
南北分断の苦痛  
深まる亀裂  
南と北が同居する「在日」  
「在日」こそが朝鮮だ  
歴史のうねりの中で  
異なるが故に向きあう  
問われる在日世代のあり方  
自分自身が朝鮮だ



# 展望する在日朝鮮人像

## 一、申京煥裁判が問いかけるもの

私に与えられたテーマは「現在の在日朝鮮人論」だそうですが、私はむしろ「展望する在日朝鮮人論」みたいなものを試みてみたいと思います。

話のはじめにまず、一世紀このかた無権利状態を強いられている在日朝鮮人の人権について、このように根強い支援を下さっている日本の心ある友人たちに心からなる感謝をおくります。

### 庶民感情の上に立つ法体系

私の国ではよくこういうことがいわれます。「友」いうのは自分が良い時に多いものだ」としてそれを裏返すかのように「逆境にある時の友が本当の友だ」と。幸いにも申君は本当の友をもちました。それも日本の友人たちはです。このことは幾重にも大事にしたい思ひがこめられている友情です。在日朝鮮人の

日本の自由とか人権というものは、日本人自身のまつとうな自立の中からしか保障されないものだからです。

日本の憲法にも保障されているように、法は万人に対して等しく存在しています。ですがその法の使われ方としては、いつも強い人にだけ、法はつよく保護力を作りさせるのが普通です。弱い立場の人が法の恩典に浴するなどとは、本当に稀なことでしかありません。

### 在日朝鮮人の存立そのものへの支え

年末をひかえて国会解散が云々され、まもなく衆議院の解散を見るものと思いますが、私たち在日朝鮮人はいつもながらの選挙結果を、またもや、腕をこまねいて、みていいねなりません。つくねんとその結果だけを待つのです。それでながら、選出されたその日本本の選良たちによって制定される法の規制だけは、いち早く私たちにやってくるのです。日本のいかなる人たちよりも真っ先に、朝鮮人の私たちが受けねばなりません。

## 金時鐘

とりたてて「朝鮮人」にひどいことをするというようなことはまあないでしょうが、法体系というのがまさしくこのようなわけがわからなくて異和感のある、嫌悪感があるというその庶民感情の総和の上に成り立っている、つまりそれによって支えられているのですから、差別と対決するというとき、いやが応でも私たちは法権力と向きあっていることとなります。

在日朝鮮人の拠つて立つ歴史的背景である

とか、社会構造的な不条理さについてはたくさん資料が出まわっていますし、先だって話をなされた姜在彦氏も、たぶんそういうことふれられたことでしょう。そして今日ここにいたいたへ支える会のパンフレットやニュースにも、在日朝鮮人の無権利状態を立証するには十二分なものがあると思います。

ですから私はそういうことをくどく申しあげたいとは思いません。ただ無権利状態を強いられないながら、法の規制だけはいち早く受けねばならない私たち在日朝鮮人にとつて、

そういう、法律のこわさ、市民的権利としては、何ら意思表示をする手だてを一切もつてない「在日」という状況の中で、へ申君を支える会があるということ、これはけだし「申君」への支えというよりも、「申君」をもつて象徴されるような在日朝鮮人の孤絶している魂と、そのものへの支えだと私は受けとめています。

ですから申君自身も、朝鮮そのものへの展望に立つ自分自身・自己自身の確立・朝鮮人へのたちかえりへの支援だと思うべきだと思います。

### ギリギリを生きる「在日」

申君が育ったという地名の呼び名、「ヨンコバ」の名称は、いたいた資料のおかげで教えてられた地名ですが、それがなんと、「小

松川事件」をひきおこした李珍宇少年の生育環境に似ているかということです。定時制高

校生であつた李珍宇は、日本の女生徒を殺して死刑になりましたね。自分から控訴を取り下げ死刑になりました。非常に勉強のよくて生きる少年になりましたが、盲目の父を抱えて、極貧の暮しにつかれ果てていたのです。電気も水道もないバラック住いの暗がりのなかで、李珍宇少年は大きくなつたんですから。

こういうことを重ねあわせてみると、私にはいろいろな思いが来します。申君を支えてくれている日本人の心ある友情とは裏腹に、純一な同胞像への期待が強い在日朝鮮人の心情の在り方、といったものについてもです。

「在日」、日本を生きるということは、日々ギリギリの日常を連ねている行為でもあります。ですから、犯罪、つまり法にふれるという生き方は、私たち在日朝鮮人にとつて、日常次元で背中を合わせていているもう一つの自分の顔みたいなものもあるのです。この公民館から駅まではたかだか五分たらずの道のりでしょ。この五分たらずの行き來の間にすら、私の背中合わせの顔はいつ表にたたないとも限りません。ギリギリを生きているものにとって、「日本」はそちらじゅう出来心をおこさせるものに満ちあふれています。いうところの「健全」でない人々をも含めて「同胞」だということを、わが同胞たちはきちつと知つてほしい。

### 統一への希い

私たち朝鮮人は、苦渋の年限を三十年にわたりて経ておりますが、それでも私たちは必ず統一をものせんにはおかないのでしょう。

「統一」とは思想に燃えて、純一な祖国への愛に目覚めた者だけが結びうる希求ではあります。統一をみないがために受難のいばら道をはいり、足げにされ踏みつけられ、名もなく朽ちはてた命をもくるめての光復であり、回復が、民族の統一なのです。

金嬉老事件のときもそうでした。

「面汚しである」といった受けとめ方です。私も自分の心情の一端ではそうです。日本人の衆目にさらされている在日朝鮮人が、在日朝鮮人の善なるものでないことで表だつことに、私も反対です。できることなら私たちは、善良な日本人の多くの市民感情に受け入れられるあり方でありますと願うものです。だがそうとはばかりならない。私たちは科学的法則の中で生きています。負荷性はその比率のなかの必然であるものです。それでも罪を犯していく者が圧倒的に多い。と云われるかも知れません。もちろんそうです。だがこのところもう少し知つてもいいたい。確にそれにはちがいありませんが、

「ひづみ」の集約はその少数の人たちが負っているからこそ、大多数が健全なのです。だれが好んで「ひづみ」の権化になるでしょうか? 人間とは本来的に個々人として非力なもの

です。その非力さが“ひずみ”にならないよう、狭間におちこまないように支えてあげることが、私たち全人間的な要望であつていいのではないか。こういう日本の心ある友人たちに對する感

謝と、在日朝鮮人の内実の面をからめあわせながら、私は展望する在日朝鮮人像を出してみたい。そして日本の友人との友情のあり方についても考えてみたいと思います。

## 一、実像としての在日朝鮮人

### 差別だけが問題ではない

先程、事務局の方から「申君が支えられる」ということは、けだし申君の犯した罪までが雲散霧消することではない」といわれています。在日朝鮮人がいたらなさとか、個々人のしでかす反社会的な行為までをも日本の国家機構・社会機構の抛ってきた不条理さの結果だといいます。在日朝鮮人のいだなさとか、個々人のしでかす反社会的な行為までをも日本の国家機構・社会機構の抛ってきた不条理さの結果だといいます。

明治百年の日本の歴史がしからしむるところではあります、とにかく云われやすい“連帶”的云い分でもあるものだからです。

日本人のいたらなさとか、個々人のしでかす反社会的な行為までをも日本の国家機構・社会機構の抛ってきた不条理さの結果だといいます。在日朝鮮人の基本的人権であるとか、在日朝鮮人のあり方に支援の手を差し延べてくれる日本友人たちは、ずいぶん前からもおりましたがその差し出し方、いわれ方が往々にして、歴史の諸事実をふまえるあまり朝鮮人を丸抱えにするような提唱の仕方が、ここ三十

る見方は、心ある日本の知識人たちからよく聞かされる謙虚な日本人の朝鮮人像です。これは日本人自身の認識として妥当なものだと思います。しかしこのことが裏を返したところで、日本人の非をならし、日本人の原罪をうちつける側にだけ在日朝鮮人をすえようという思いにかられての認知でしたら、これはやはり糾されねばならないものです。

このような対し方である限り、在日朝鮮人の実像はいつも不在です。こと差別という問題を基点にすえて、日本人と朝鮮人の関係を対置するとき、朝鮮人の内部にかかえもつてゐる朝鮮人自身の暗渠のくらがりは、とたんになくなってしまいます。南北の亀裂もなく、政治的立場の相違もありません。こと日本人に関する限り、朝鮮人にはすぐにも統一ができるのです。朝鮮人にひどいしうちをするのが「日本人」であるということで、朝鮮人は一樣に日本人に対することができるでしょう。両対極に部落と朝鮮をおきたがる意識は、反差別の重点を成す認識でもあるのですから、反差別で“連帶”することは、二重に朝鮮人と日本人とのあり方を、わかりにくくものにしていることもあります。

在日朝鮮人を、つねに日本人の、よってきました明治百年の原罪をうちつけるものとしてとらえて、「日本人を映しだす鏡だ」とす

### 原罪意識をこえて

在日朝鮮人を、つねに日本人の、よってきてとらえて、「日本人を映しだす鏡だ」とす

ないという点で……」ただお願いということがでは困るということです。この視点を私はだいじにしたいと思います。だが、だいじにするあまり朝鮮人がこれに乗つかつてはならない。在日朝鮮人の歴史形成や、現在の日本社会の差別性、これはどこまでも朝鮮人側、あるいは支援運動に手をのべた日本人の主体的意識として出たとき正当なのです。

いかに△朝鮮▽からきかれていて、朝鮮について空白な存在の朝鮮人であれ、日本人に対する限り圧倒する「朝鮮人」です。日本人の心からなる支援を、恣意に個的に、私有してはなりません。在日朝鮮人と日本人の連帯が、往々にして、まだ朝鮮人としての自我をもつていたつてない者との陸みあい、たまたま心ある日本人の前にあらわれたがために、接点が出会いの部分でにじんでいる、その△に△の領分でのみ、私たちはつながつているケースが非常に多いのです。ここらへんを明らかにすることが日本人の側にも必要でしょうし、むしろ私たち在日朝鮮人そのものの主体的なあり方として、自己検証しなくてはならないことだと思います。

### 屈託のない同胞——集落の中で——

私は日本にきてこのかた、どうあれ在日朝鮮人運動の渦のなかを生きてきました。(△「朝鮮人」という言い方について気に病んでいらっしゃる方もいると思いますので、蛇足ですが

言いそえおきます。私が△在日朝鮮人▽といふのは、全く在日する同胞をさして総体的に言つていることですから、政治的な用語とはとらないで下さい。といつづけます。とうとうそ韓国人などと二重にダブルさせて言うほど、私は悠長な人間でもありません。「朝鮮人」で結構だと思つております。) そのような渦のはしを生きてきた私が、日本人の生活圏である県立定時制高校の教師になつてみまして、自分の生きこし在日朝鮮人運動の実態が、いかに空隙が多く落ちこぼしの多いものであつたかを、身につまされるように知らされます。このことが日本の公立高校の教師になつたことの、私にとつてのいちばん大きい収穫がありました。

在日朝鮮人の運動の渦の一端を生きていたがら、私の視野にあつたのはいつも集落の中の、屈託のない同胞像でした。私は冒頭、在日本を生きることは、ギリギリの日々をつないで生きることだといいましたが、この集落の中では、日常茶飯事的に法律に抵触するすれば生きていますので、もはや緊張感は平靜さを形づくつてしまっているのです。たとえば生野区(大阪市)の猪飼野にいきますと、戦後このかた、実際に数えきれないほど密造酒の摘発をうけたおばさんがおります。だがこのおばさん、ドブロク造りをやめたことが一度もないのです。今でも公然と店をかまえて商売をしております。ドブロクの摘発を受け

ても受けとも、このおばさんは「私はこれしか生きようがないんや。子供かかえて、いま大学行つてると、もうちよつとかかるからまだやるで」といつづけます。とうとうその筋から、「今から行くから風呂敷でもかぶしといてくれや」といつづけます。とうとうそど、完全にドブロクづくりの「市民権」を得てしまつたおばさんです。

このおばさんの言い方が、また実に正当なのです。何も在日朝鮮人が、日本の法からみて無権利状態だからやるのだ、とはいいません。そのおばさんがいうのには、「わたしはチツとも日本の米をタダで酒にしてへん」といいます。食堂をまわつて残飯を、残飯といえば汚いとお思いかも知れませんが、ちゃんと二十年も三十年もやつてきますと客が残したご飯や、余りめしなどをきれいな容器に残しておいてくれるのです。それを蒸して干して、そして発酵させるのです。つまり「私はもつとも人間的なことをやつているんや」という信念にうら打ちされているのです。私たちはこのような不法さにしようちゅう出会っていますと、在日朝鮮人のしたたかさは、この不法さを生きることではないだろうか、とさえ思えるくらい悠長な樂天性にいたします。

としましょう。その人は無許可で産業廃棄物の処理をしている壯年がらみの人なのですが、私はその人から「仕事」の話を聞くに及んで、今更のように「在日」を生きることの荒涼さを思い知らされたものでした。まさに「火田民」まがいの暮しようなのです。火田民とは焼畑農業をいとなむ極貧農を言うのですが、長年にわたる圧政によつて生み出されたものでして、食いつめた小作農たちが火田適地を国有林野にもとめ、火をはなつてすきかえし、灰を肥料に栗、稗、そばなどをを作るものの、すぐ地力がなくなるので、次から次へと林野を焼いては移動していくのです。もちろん役人が来れば収穫はそのまま放棄して逃げねばならないのですから、農耕というよりは追われる人達の原始生活に近いものです。

資料によりますと、日帝治下の一九三九年における火田耕作者は三三万戸、約一八七万人に達し、火田面積も実に五七万町歩に及んでいたといふのですから、朝鮮の山野がいかに荒れはてていたかは想像にあまるでしよう。私はこの壯年がらみのYといふ人に出会いまして、つよく創造意欲をかきたてられはしましたが、同じぐらいにやりきれない思いが産業廃棄物を燃したあとのように、眼にみるくすぶりとなつて今日なおうずいています。朝鮮が「解放」されて三十年がたちましたが、私が少年期を経た自分の国で一度も出会わなかつた「火田民」に、ついこの間、日本で出

会つたのです。  
この人はあらん限り走り回つて集めては、摘発されるまでの商売をするのです。「太く短くしか生きようがありませんがな」と、どこの川原つぶちにでもつみあげて、重油をかけてもしちやうのです。非常にいけないことですね。本人も、その「いけないこと」はよく知っているのです。それだけに、彼の話には合わせてやらねばならない笑いがあつて、たがいに手をにぎりあつて酒を飲んで帰りました。

### 自前で生きるしかない

ともあれ在日朝鮮人は、自前でしか生きようがない。法を無視するわけではないのだが、適法を生きるだけの保障は、私たちにはない。一家挙げて零細な家庭工業に打ち込んでみたところで、一八〇日サイドの約手では、またたく間に換金方法で行きづまる。市中の金融機関から金を貸してもらうためには、まず自己変貌をとげなくてはならないのが、私たちです。金融機関は「朝鮮人」をくらました、日本人面の朝鮮人に金を出すのです。それも有力な保証人と担保をつけてでないと金を出さないのです。

ですから同胞間でお金をまわしあうのは、たいてい頬母子講です。互助作用の頬母子講も、これまた実に日本の金融法を踏みにじつた仕組みで廻つてゐるのです。掛け金が高じまして、いまでは一口十万というのがだいたいの相場のようです。「親」になる人は初回の一回分を自分が無利子で使えるものですか、『親』になる人が、やたらとふえまして、その「親」がまた自分の頬母子講に別名でかかる、『子』のだれかがたおれるだけでも、一つの頬母子講は方々に被害を及ぼしたまま破産するのです。ですから頬母子講は、競いあつて早くおとしてしまわないと、あとにいくほど自分のものになる保証はまあないと思わねばなりません。いわば承知の上で、高い利息をあてこんで早く喰いあうのです。章魚が自分の尻尾、足を食つているようなくみです。日本の金融法では、利息は月九分を越えてはならないのですが、頬母子講の金利といふものは、ついこの間は一万掛け金の二十人頬母子講で、まるまる落して二十万ですね。この一回一萬円の掛け金をおとす人が、一人八千円の利息をつけるのです。十一人残つておりましたが、八千円ですから大かた十万円引いちやうのです。十万円引いて、自分の掛け金を天引いて、七万円にがしをもらうために十万の金利を払うのです。

それでもこの「頬母子講」が冠婚葬祭をとりしきり、そこらじゅうの「ヘップ」屋を産ましめる資金源なのです。このような苛酷なしがらみを生きていたながら、集落体の生活というのは何故か屈託がありません。在日朝鮮

人運動の渦を生きてきた私にして、私がみてとった同胞というのは、このような苛酷な状況下での屈託のない同胞たちばかりであったのです。

### 孤絶している同胞——教師の体験から——

それが兵庫のとある公立定時制高校にまして、そこにきているいたいけな同胞の生徒、非常に数は少ないのですが、その生徒たちの家の実態というのは、これも同じように申京焼君の生まれた「ヨンコバ」のような状態であります。が、部落にまぎれて暮している、同胞の個々人の生きざまなどに出会って、私が見てきたつもりの集落体の「実像」なるものに、はじめて疑いをもつようになりました。

この集落体からきれ、遠心分離機からはじき飛ばされた水分のように、方々に四散して孤絶して生きているわが同胞たちのこの生活実態は、いかなる組織の救済のハシゴも未だかつて降りたつたことのない生存体なのです。

申京焼君のこのような事件も、私がいま日常に学校で出会っている幾人かの同胞の生徒と重ねあわすとき、これはまさしく私が日常的に出会っているその生徒たちと同じ像です。金嬉老であるとか申京焼、このようなひざんだ在日の傷を負った生存体というのは、身近に「朝鮮」を知らす人のいなかつたことの悲劇でもあります。もちろん申君は地

元の民族学校に行つたといいます。小学校にいたるまでの幼年期がすさまじい少年にとつて、たとえ同胞の組織体がそこにあつたとしても、そのこと自体が必ずしも救済にはならないということです。「知る」「目覚める」という活力は、知ろうとする意思力と知らそくする意思力とが結合しあわないと、「知る」ことには至らないのです。

申君が行つていたという韓国小学校の教師たちが、この無惨な生活状況から来ている同胞、いたいけな魂に「朝鮮」の何を知らしたかは非常に疑問です。在日朝鮮人には幼稚園から大学校まで学校がありますが、朝鮮人だから朝鮮語を習えとか、朝鮮人は朝鮮の歴史を知らないとかいうような言い方で、朝鮮の文字を教え、朝鮮の歴史を教えているといつたたぐいの知らしめ方が普通なのです。この平均数値的な云い方に加えられる「思想」が、国是の反共意識であつたり、金日成の「唯一思想」であつたりですからやりきれません。

「朝鮮の歴史」といったところで、單一に言えるような歴史が今日あるでしょうか? どつち側の歴史を知らすことが、在日世代のいたいけな魂に知らせることになるのですか。朝鮮の歴史というのは二つになつちやつていののです。一九四五年を境にしてふたまたなので此。一九四五五年までの知らせ方にしたつて、知らせる側の思想によつて知らせる角度

も内容も違つてくるのです。  
このような中でひずんではいる、空洞をかかえもつてゐるいたいけな友人たちがたくさんいることを、日本人の生活圏から同胞をながめてみて、本当に身にしみてわかりました。

### K君の場合

私の学校での例に、K君の問題があります。

この生徒は非常に辛棒強く、着実に勉強をする少年として、昼間働きながら、大阪の吹田の近くから神戸の長田の方まできているわけですが、この生徒がある日から突然と学校に来なくなつたのです。担任が家庭訪問をして、その事情を問い合わせたところ、「立退きを迫られているのでとても学校へ行くどころのさわぎじゃない」という事情が判明しました。

このK君はある小学校の校庭の一隅を終戦直後から不法占拠した袋小路みたいなところに住んでいまして、そこに隣接しておつた土地の所有者である家主が、学校の敷地拡張に応じてK君らの住んでいる家を大阪市に売つてしまつたものですから、立退きを迫られているということなのです。それをうちの学校は、就学を保障するという学校あげての運動理念にてらして、この家族の救済を問題に据えまして大阪市教育委員会にわたりあつたのです。K君のお母さんはクズを買い集める仕事をそこで二十年以上もやっていけるものですから、生活基盤のこともあり、おいそれとそこを動

けない。どこかのアパートを借りたところで、

集めてくるクズを管理することも、置いておくこともできない。大阪市も以上の事情を考えたあげく、立退くところからそう離れてない水道施設の置き場の一隅を、二十坪強切りとつてくれたわけです。

これを運動の形でみると、うちの教師集団はよく行政側を組みしいて、うちの学校に来ている生徒の就学保証をとりつけたことになるわけなんですが、実は問題はそのようなところにあつたわけではないんですね。補償をとりつけた途端、思わぬあつれきが表だつてしまひました。全く私など、同じ朝鮮人でありながら、このような家庭もあるのかと思ふようだ、日をおおうばかりの実態が浮かびあがつてきたのです。というのはお父さんといふ人があらわれまして、「おれの同意も得ないでなんということをしてくれるのか。あれは俺のものだ」といってきたのです。それまでも担任は何度か、君の家へもちろん行つています。そういうば、寝起きも食事も別にして、K君のお父さんらしき人がいるとは、たしかに聞いていたことではありました。ですが担任の判断のなかでは苗字も違う「P」を、K君の実のお父さんとは見ていなかつたのです。K君のお母さんのプライベートな内縁関係にある人ではないだろうかと考え、ペライバシーを侵してはならないとそれ以上聞いていなかつたのが、つまづき

の始まりでした。

だが事実は、教師たちの思いをはるかにこえるものであつた。K君とP氏は実の親子であり、K君の母とは実の夫婦なんですね。ちゃんと結婚式も挙げて、婚姻届も届けられているのに、別々な家族なのです。これはKといふ生徒が小学校二年のとき、お母さんが無断で、籍を抜いて子供たちを全部自分の姓にしてしまつた、生活を分けてしまつたからなのです。

このお母さんについては、知つていくほどに複雑な思いをさせられたのですが、K君の祖母、つまりお母さんのお母さんは、福井の方で日本人の後妻に入つて、ずっと以前から日本籍をとつてゐる人なんです。K君のお母さんも結婚するまでその福井の方で旅館の女中さんをしておつた。自分のお母さんが日本人の後妻に入つて生活が落ち着いてきたことを知つてゐるものですから、K君のお母さんの夢というのは、朝鮮人から日本人に変わることが骨の髓にしみついた夢なのです。ですから家には朝鮮の「チョウ」ももちろんあります。食べ物にしても、もちろんキムチどころか、朝鮮的なニオイのするものは一切ダメです。そのようなお母さんですから、日本の婦人よりもまだ日本人なのですね。あのアパートの土間にベニヤで仕切つたようなところに住んでいましたが、私たちが行くと三ツ指についてあいさつをしたりするようなお母さん

なんです。ご自分のお母さんが日本人の後妻に入るまでの生活が、余程ひどかつたのでしよう。ですからどうすれば朝鮮人からきれいで日本人になれるかばかりを考えて、生きている。

これにひきかえお父さんという人は、私は二つ年下の男性でしたが、日本で育つたわりには家父長制度的感覚を根強くもつていてしまつた、生活を分けてしまつたからな加えて朝鮮の食べ物しか食べないような男ときていています。この夫婦、折合いがつかないのも無理かりませんね。話の通じない男のかなししさで、いつも暴力をふるつて手を出すものですから、子供たちはお母さんの側についてしまつて、完全に日本式の生活をするようになつてゐる。なまじつか補償されたその土地のために、この異様な関係にある家族は、当然のことのように、名状しがたい相剋をくりひろげることとなりました。

解放教育を志向し、その教育実践を日常不斷に、ほんとうに朝から夜おそらくまでがんばつてゐるその学校の教師たちによつて、一生懸命たたかいとられたその成果というのが、朝鮮人の集落、思考から切れて孤絶している家庭の中では、仇花としかならないというのですから、やりきれない話です。K君のお父さんであるP氏は、立退く直前まで、取り壊すブルドーザーがすぐそばまできてゐるにもかかわらず、焦すいしきつた病弱の身を、

雑巾のよう横だえて伏せつていました。目と鼻の先に、妻子らがいるのに、お茶一ぱいありつけることもなく寝ていたのです。私はK君らをどなりつけ、せきたて、知りあいの病院にかつぎこんだものでしたが、立退きでこわされる家というのは、ブラックといえども自分が建てた家なんですね。不法占拠なんですけど。その家がブルドーザーで壊されてしまつた数日後、病院を抜け出たP氏は、取りこわされた家の現場近くで、首を吊って死んじやつたんです。むごい生涯としか云いようがありません。こういうことを私なら私こういうことを私なら私が、直接参加している解放教育の実践の場で、どのようにはかるべきか。丸一年がすぎましたが、まだ思案はつづいています。ただ救いがあるとすれば、K君の「P」姓への立ち帰りでしょ。「首を吊つて死んでやる」と言ひ張つていた父を、そのとおり死なせてしまつた「K」君一家の無残さは取り返しのつかないものではあります、その後のK君は父の遺思をついで、お母さんの姓から父の姓のP姓に戻つたばかりか、母の願望である「帰化」にも注文をつけ、自分と上の兄とは「日本人」にはならないことを宣言して、朝問研活動にも精をだしています。孤絶して日本を生きている自分の家庭を知つたP君は、母をかかえて、兄弟をかかえて日本を生き抜くためには、一日も早くちゃんとしたへ朝鮮人になりきることだと、朝鮮語学習には、こと

のほか熱心です。目を貧らんによどませて、大学進学だけがすべてとなつて、彼が、いまは澄んだ眼に笑みすら浮かべて、大学へ行く労力を、兄とともに「会計士」になることに賭けるんだと、余裕をみせるまでになりました。このことはやっぱり、うちの学校が朝鮮人子弟に対する対し方をちゃんととしていることの証しなのだろうと、ひそかに自信をとり戻しつつあるところでもあります。

### C君の場合

もう一人の例も聞いてください。この春卒業した生徒にCという生徒がいました。このC君の家庭もまた、私の想像をはるかに超えた家庭であります、小学校時代から親がバラバラなのですね。お父さんは当時服役中だつたようですし、どういう事情か知りませんが、在日同胞にはよくありがちだったこととも関連するのでしょうか。お母さんも二年ぐらいいは、C君兄弟をかかえて一諸にがんばつたそうですが、生活を支えていく収入の面で夜の水商売に出る、飲み屋に勤めているうちにアル中になっちゃつたんです。そのうち家にもろくろく戻らない。

こういう事情もあって、C君は小学校時代から働いて弟の面倒をみてるんです。このこと 자체が、私にはそれこそ想像を絶することなんですが、幼少のころより生活苦にさいなまってきたにしては、C君に貧乏しさが余りない。加えて本当にやさしい。このやさしさが、どこで培かわれたものであるかが私はわからない。ごく最近もそういうことがありました。お母さんはよく、道で行き倒れちゃうんですね。酒を呑みすぎてです。そういうお母さんを、夜を徹して探して歩くことがよくある。C君は年少にして、一子の父となつている家庭人でもあるので、生活に余裕などとてもじゃないのですが、それでもお母さんの面倒をみては、重荷ばかり背負っているんです。それでながら一日も早く、両親を迎えて一緒に住めるようになりたいといふのが、C君の念願なのです。形としてはむごい親子関係ですのに、私などにはとうてい説明のつかないことだと、C君のそのやさしさにはつくづく感じいらざるをえないのです。自分が生きるということは△朝鮮人△として生きることなのだと、この春卒業と同時に、これも心ある多くの日本の教師たちの思いが彼をうながせていくことでもあるのですが、神戸地区の同和教育協議会の事務局員として、通信教育の大学生になつております。ま、何年か先、かなり苦しい歳月でしようけれど、四、五年先には教師となつて、うちの学校へやつてくるんではないでしょうか。私自身が胸ふくらむ思いで待っています。こういう事実を見るにつけ、私が生きてきた渦、いつも私の目の前にあつた集落体のあの野放図なまでの樂天性であるとか、屈託のなさというの

は、私がとり違えた虚像ではなかつたのか。いやむしろ、在日を生きる虚像そのものではなかつたのか？どのような救済のハシゴも降りたたないところに居るのが、実は在朝鮮人の実像ではないところに居るのか？！この孤絶している魂たちに、口はばつたい言い方ですが、

### 三、展望する在日朝鮮人像

饒舌がすぎましたので、それでは「展望する在日朝鮮人像」というものについて、私の思いの一端を被歴して、この時間を終りたいと思います。

#### 朝鮮そのものの悲劇

私は先程、この申君であるとか、金嬉老であるとか、李珍宇少年にみるような悲劇は、身近に「朝鮮」を知らす人のいなかつた悲劇であるといいました。それに加えて何よりも展望を見出せない三十年來の、朝鮮そのものの悲劇であるともいつていいでしよう。民族個有の文化から遠く隔絶している在日世代、若い世代たちにとって、どこを向いてみても、自分の将来に展望があるような今日の朝鮮ではありません。そのような中でいたいけな魂たちが法にふれることもなく、むしろ無傷で日々を過していることが奇跡に近いことなのです。自分の心の張りとなるような、よし今苦しいがこれを生き抜いて、私はこう自分の

将来とつながるのだということが、民族の在り方として見出せないそういう展望のさぐりようのないところで生きること自体が、心をすさませるものなのです。

#### 祖国に帰るとのこと

在日朝鮮人については社会科学的な見地からなら、相当資料が出まわっておりますので、私はそれについては別に申し上げますまい。もちろん言及するにしましても、私は社会科學者ではありませんので、それほど条理をつくした話ができるとも思えないのです。ただ、詩を書いている者の一人として、またはこの兵庫で提起され実践されている公教育の場で、「解放教育」という教育実践に朝鮮人として直接参加している現場の一人として、在日朝鮮人をどう見るか、というこのような命題は、

人間の意識に参与しようとしているつもりの詩人の一人として、この存立する生存体とかかわりあう私の生き方は何なのかを、いやおうもなく、自分の深部に突きつけられているこのごろなのです。

ましよう。

これは大事なことです。在日朝鮮人という生活集団は決して種族ではないということです。ましてや「在日」という条件下で独自に生きている部族でもありません。これは偏えに「とり残された民」のようなものです。やがて「約束の地カナン」に行きつくべき苦難の民とでもいっていいでしよう。ところが日本には、「なぜ在日朝鮮人は自分の国に帰らないのか」という疑問が広くうごめいています。口にはだまないまでも、庶民感情として度しがたく居すわっている一つの受けとめ方だと思います。私たち「在日朝鮮人」は、自分の国が「解放」されたといながら、三十年もすぎた今なお日本にいすわり続けているのですから、やはり無理からぬくらい奇異なことに違いないので。それも、この日本には「在日」という副詞を冠している朝鮮人が七十万近くもおるということが疑問でも何でもない多くの意識からしますと、「なぜ帰らないのか」といういぶかりは、在日朝鮮人に対するそれなりの関心が働いている証左でありますので、私はむしろ歓迎すべき疑問として受けとめますが、それにはそれなりの解答を必要としますので、決して生やさしい疑問ではありません。

統一したら帰る？

ところがそのような思いに対しても私たち朝

鮮人の側は、きまつて同じことを今で言つてきました。かつての日本のあこぎな仕打ちによつて「強制連行」されてきた人たちの生活——その末裔であり、その系譜の中で生きてきた民たちであると。それに加えてことさらのように、「自分の国が分断されているから、祖国が統一されれば即刻帰るんだ」というふうに言つてきました。

このようないい方は、文学の面からみましても、「在日朝鮮人の文学」を「過渡期の文学」と言つているくらい、もつともこの表現は、生粹の二世作家である李恢成がとある文芸雑誌の対談で言つたことなのですが、祖国が統一されるまでの文学行為が在日朝鮮人文学であるので、自己の文学をも含めて、このような文学は早くなくなつていいし、国が統一されれば帰つてしまふ質のものなのだ、といった半ば自虐的ともとれる発言であったのですが、眞意のはどはどうあれ、このような表現からもわかるように、「在日」は朝鮮人にとつて仮住居の様相を呈している暮しであるといふ点では一致しているのです。

もちろん私たちはいつか帰りつくべき命運を生きている民です。だがいつか帰りつくべき日を生きるということが、必ずしも過渡的に生きているということではない。人間の生き方というのはどのような形で生きようと、一過性を生きているのである。いつぶん生きたことを二度生きることはできない。在日朝

鮮人は、いつか帰りつくべき日を生きる。だからこそ、いつか帰りつくべき日を生きているその日そのものが、すべてです。まさしくその日を生きている。

たとえそれが過渡的必然にしろ、かつての

日本が然らしめに罪業のため、私たちは余儀なくおるんだというような言い方に私は不満です。もしも国が分断しているから「統一すれば帰るんだ」という言い方が正当なものであるなら、それは「果報は寝て待て」式の棚ぼた式果報觀だといわねばなりません。国

が分断されているからこそ、自分の国に帰つて国の統一に尽すべきだという思いは、庶民感情としてなお根強いものがあろうかと思ひます。広くうごめいている「なぜ帰らないのか」という問いには、なお大きい隔りがあることを残念ながら否むわけにはいきますまい。

いかに不当な社会機構の中で生きているとはいえ、日本と「資本主義の爛熟した社会」機構体の中で、どうあれ食うこと、住むことにそう事欠かない生活を営んでいながら、「自分の国が統一されれば帰る」というのではやはりムシがよすぎます。こういう言い方は朝鮮人自身の、それこそ主体的な意識でもつていています。

### 深まる亀裂

卑近な例に「ことば」の問題があります。朝鮮の歴史は悠久に五千年を数えるくらいふるのでですが、朝鮮は二千年このかた地形的にも文化的にも宿命のように中国の影響下にあらねばなりませんでした。それでいながら朝鮮人は

棚ぼた式に統一を待つて「帰る」とか「帰らない」とかいうのではなく、分断、亀裂の狭間をうめる有力な「担保」としての群落、生活集団としての在日朝鮮人像を創造したいのです。

知つての通り、私の国「朝鮮」は、かつて

の日本の意図的な終戦処理によつていまなお北と南に分断されたまま三十年が経過しております。こののらわしい事態は、いかようの

様態をつづり合わしてみましても、「朝鮮」の「今日」と「未来」にそゝ夢があろうなどとは思えません。三十年という歳月は、かつての日本が朝鮮を直接統治したという「三十六年」になんなんとする年数であります。この分断の悲劇は、たんに国土と同族が二つに断ちきられているといった形だけの苦痛にとどまらず、「分断」されることによつてさまざまに描き出されている別な意識形態が、同じ「同一民族」でありながら、二つの別な民族のようにならねばなりませんでした。

### 南北分断の苦痛

では、どうすればいいかということですが、

族です。広大な中国領土の東の端に小さく突起物のように突きでいる朝鮮半島が、世界でも類例をみないくらい強い同化力を数千年にわたつてふるつてきた漢民族のお膝元で、一つの「省」に吸収されることもなく、「朝鮮」を保持しつづけ、全く独自の生活様式、慣習形態を「朝鮮語」でもつて形づくつてきた民族なのです。

しかし、この誇つてあまる活力の系譜の中には、あつてさえ、「解放」後の三十年の分断の歳月は、早くもその單一言語である「朝鮮語」にさえ差異をきたしはじめているのです。申すまでもなく、ことばというものは人間の意識をつかさどっている機能そのものもあるのですね。ことばによって人はものを判断し、知覚し、それを総合し体系づけます。それだけにことばというもののもつ意味あいとかウエイトとかいうものは非常に大きいものなんですが、それがこの三十年もの間に、「北」と「南」とではそのことばに対する感覚とか、反応が大きく開いてきています。もちろん「北」と「南」では、地方色の違いがあります。南—韓国ではソウルを中心とした中産階級のことばが標準語です。その韓国のことばと、平壤語を標準語としている北朝鮮—朝鮮民主主義人民共和国のことばとは、戦前からも地方色があつて、発音とか抑揚の差異があるにはあります。ですがそれにしても頻度の高い用語、たとえばもつとも今日的な概念

であり、切実な私たちの願望がこもつている「自由」であるとか「統一」といったような名詞にしましても、明確にその意味するところを異にしていっていることは重大だといわねばなりません。

北は金日成思想を絶対なものとして社会主義国家を志向しておりますので、「労働」と

か「指導者」とかいう概念、観念がすべての

「美」の、もしくは「価値」の基準にいすわっている大事な要素です。一つの集会のあいさつにしましても、金日成思想と労働意欲を鼓舞することを前提としたレトリックが、独得のイントネーションとともに日常化しており、ことばのセンテンスがすでに抑揚のパターンから高揚性に裏打ちされているので

私にとって「在日朝鮮人」は、自分の国、つまり「北朝鮮」と「南朝鮮」を同視野、一つの視野に收めうる立地条件を意思的に生きねばならない生活集團であるべきものです。

「在日朝鮮人」は徴視的にみれば、その日々というのは無惨なものですが、民族という次元に立つてみると、けだし、無惨ばかりはいえません。韓国の政権下での三千数百万の我が同胞が知りえないことを、私たちは知ることができます。三千数百万の南の同胞から断ち切られているものを私たちは手にすることができます。社会主義制度の優越性を謳歌している朝鮮民主主義人民共和国の、堅牢であるはずの体制基盤が、云われているほどのものでないことも私たちは見てとることができます。この「南」と「北」とを同視野に收めうる立地条件を、意思的に生きると、いうことは、在日朝鮮人にとつて大きく開かれた視野であり、将来を見通す担保です。

「国が統一しないから帰れない」という言い分けは、日本人の総体的な庶民感情にそぐわ

深くしていつていることがわかりります。三十一年の風雪の中でひびわれたものが角質化されまして、少々そいでも血にもじまないほど、その裂け目は固くなってしまっています。こういう冷厳な事実と現実に對峙して、私は「在日朝鮮人」を考えます。

## 南と北が同居する「在日」

ないだけでなく、現実とも合致しません。もちろん日本の自民党政府は、共和国「北朝鮮」に帰国することを公式にはもう認めてはいません。だが、自分で帰るぶんには日本の政府はいつでも門戸を開け放しでいるのです。もつとも「北」に帰った人が再び日本に戻つてくることは許されてないのでありますから、この帰國は追放まがいの帰国ではあります。しかし、帰るということには事欠かないわけです。ましてや、日韓会談を「友好的」なうちにとりつけている韓国とでは、韓国に帰るということに何の支障もありません。もし自分の政治信条にしたがって帰国する分には、南、北いずれであろうと「在日朝鮮人」はいつでも帰れます。

ところが帰れない人がほんどのですから、何らかの必然が、当然、在日そのものに理由づけられて然るべきなのです。私は先程、"棚ぼた式"に統一を待つのではなく、分断、亀裂の狭間を埋める有力な担保としての群落、生活集団としての「在日朝鮮人」を規定づけていきたいといいましたが、海を隔てて日本に住んでいながら、それでも私たち在日朝鮮人は、分断されている祖国の影響からは切れることができず、生活の中にまで思想信条の対立をきびしく持ちこんで暮さねばならない人々もあります。一つの家庭の中につてさえ、北と南を別々に擁立する関係があつたり、はては、親と子の対立が一つの家庭の中

で相剋をきたす例も少なくなく、兄弟どうしでも、ものを言いあわない関係にある家庭すらざらにあります。このむごさに加えて「在日朝鮮人」の生活というのは、申京煥君の少年期を想起してもわかりますように、岩盤に浅い根をはつてゐる"雑草"のような生活です。しかし、政治的に異った信条が、一つところど絡まりあい、対立、拮抗しあつて生きてゐるということは、とりもなおさず「在日朝鮮人」の生活そのものが、いやおうなく根を絡ましあつてしまつて生きていけないことの証明でもあります。いいかえれば、政治信条のちがいが、必ずしも別々の棲息の場を必要としない「一つどころ」の必然を生きているといふことです。現今の中韓で、「南」と「北」が同居していられるただ一つの場所が「在日」であるということは、幾重にも重要なことです。冠婚葬祭などで「北」側の人と同席を余儀なくされ、酒をいつしょに飲んだといつてたどころ政治強権が行使されるとか、獄門の憂き目に呻吟するなどとは、「日本」にいる限りまずありません。ですから私たち「在日朝鮮人」というのは、きびしく政治的に対立拮抗しているにも抱らず、生活の実情そのものは絡まりあつて生きているという、動かしようのない「事実」を生きているのも、また一つの私たちの「現実」なのです。

「在日」こそが朝鮮だ  
在日朝鮮人が日本に居続ける、これは社会科学的には、在日朝鮮人の私たちに言い分のある正当な権利ではあります。それにも抱らず、その言い分だけでは日本の庶民感情を納得させえない状況に目を向け、かつての日本との罪業だけをとりあげて「日本に住む」ことを位置づけるとか、規定づけることの古めかしさを、私たちは、私たちから反古同然の証文として日本人に返していい頃です。

### 「在日」こそが朝鮮だ

私なら私、詩を書いている「金」という私が、何故日本に居続けるのか、「在日」する言い分を私は私の責任において自己開示しなければならない責務があるということです。そうでなくては、よくいって一様にいわれてゐる被差別の対象としての「同情」されるべき朝鮮人だけが「在日朝鮮人」のすべてとなりまして、自ら生くべき方途をもはやもない、日本残留者でしかなります。善意の意識からしますと、「部落」と「在日朝鮮人」は両極をなす「被差別」の最たるものになりますが、ここへんで自国の命運に直接かかわる在日朝鮮人像がはやく定着してこなければ、「在日朝鮮人」の形態に得心のいかない日本の庶民感情とのゆき違いは、「差別」する意識があるないにかかわらず、その落差をますます広げていくばかりでしよう。ですから私は、「在日朝鮮人」をおしなべて「差

別」という字句でくることに大きく反対なのです。この関係をあきらかにしていかないと、「差別がいやならくに帰りやいい！」ついの庶民感情をよりどころとして、「犯罪者は強制送還」という立法処置が正当性をもつに至ります。

日本の法秩序、特に『出入国管理特別法』第六条一項六号の、「無期または七年を超える懲役、または禁固に処せられたものは退去を強制できる」からすれば、「日本の社会に好ましくない」朝鮮人、もしくは韓国人は、自分の中の國があるからその國へ帰すことだ

といふ、ごく普通の法解釈に在日朝鮮人問題が組み込まれる詐術を、私たちは「日本を生きる」という「在日」の実存でもって打つて返さねばならない。在日朝鮮人にとって「朝鮮」は「在日」のことなのだ。「在日」を生きることに、若い在日世代たちよ、確信を創りだそう。固有の伝統慣習から切れているとして、それがただちに負い目となるのではなく、本国にすらないものを私たちが持つてゐるのであり、それが持ちこまれることによつて豊かになるべき伝統を、慣習を、はては思想までをも、私たちは始まるべき「在日」の「はじまり」に据えるとしよう。本国に似せて「朝鮮」に至るのではなく、至り得ない朝鮮を生きて「朝鮮」であるべき自己を創りだそう。そのような私たちに、なぜ「差別」が第一義なのか？！

### 歴史のうねりの中で

歴史というものは人類史的にみれば一つの大波動、うねりのようなものであります

とも知れない苦難のさ中の「三十年」でさえあります。だがこれも歴史のながいうねりの中からみますと、十三世紀中頭にヨーロッパを席巻した蒙古軍が朝鮮を侵略してきたとき、わが祖先たちは実際に四十一年もの間、蒙古軍と戦い、とうとう、ヨーロッパ全土、中国まで席巻した大帝国の蒙古軍を退ぞけました。「三十年」はたしかに長すぎはしますが、「四十年」にはまだオツリもあります。祖国分断がたとえ、五〇年、六〇年かからうと、一つであります私たちを私たちが捨てないかぎり、私たちはいつまでも「一つ」であります

「在日」を生きることの意味を、「在日」そのものが一つの「朝鮮」を生きることなんだという信念にちゃんと立つとき、私たちは自らの歴史的挑戦を受けて立てるだけの、しなやかな精神の所有者たりうるでしょう。

### 異なるが故に向きあう

しかし統一というものはなしとげるという信念だけで遂げられるものでないことは申すまでもありません。私たちがそう遠くない将来、北と南が合致したとき、その異和感は相当地あることと予想されます。生活構造の差異、感覚のひらきは、日常的な食べ物から、嗜好・趣味にいたるまでそのかけりをもちこむでしょうし、冠婚葬祭等の喜怒哀楽にまで、ひいては笑い声の高低にまで影を

らましあつて生きているこの「在日」の生きざまを、分断固定の悲劇にさいなまれてゐる自分の國の有効な展望の証しにしたいと願つてゐる私には、差別の問題など副次的なことでしかない。他者から加えられる「差別」がいかに不条理なものであろうと、同族どうしどいがみあい、眼を血ばしらせている不幸を上まわるほどの不条理ではけつしてない。これを糾しする力を、在日世代の若い意識はもつてゐるのです。

宿すことは必定です。この異質化しつつも合致すべき必然をかかえもつてゐる「南」と「北」の接合にならう生活集団に、私は「在日朝鮮人」が有効に働くであろうことを信じて疑わぬものです。なぜならギリギリを生きている今日そのものを、いつも「南」と「北」を同視野に収めて生きているからです。ですから私は帰りません。

私は自分の出身地が「北」であることも理由の一つとはなつてはいますが、自分の国と展望について考へるとき、私はやはり、社会主義的制度下で統一されることを真実のように希求している者の一人です。このような念願が働く限り、私の帰國はイコール「北」へ帰るということになります。また私と対立する特定の人間関係がありまして、その人がもし国に帰るとすれば、私との対立を持続したまま「南」へ帰っていくでしょう。その人はその人の信条にしたがつて、自分の志向する國家形態を擁立するために「南」へ帰っていくことになります。国に帰りつくという行為は一つですが、苦しくもこれは、お互いが不可分に背を向ける関係ともなるのです。申君が傷めた魂を回復することなく、私と背を向けあう関係に追いやられることに、私は北朝鮮に立つ者として反対です。なにがなんでも、分離の行程を余儀なくされる強制を、見過ごすことはできない。そのためにも私たち、自己の「帰国」が「分離」とならない方途を、

在日朝鮮人の内実の問題として意識化する必要に迫られるのです。自分との立場の違いが、政治、思想、信条の違いが、今日の朝鮮の状況からくる殺し合いではなく、相違が拒絶ではなく、違つてゐるからこそ向きあう必要がお互いにあるのであり、相異を認めあうことからはじまる対話に、背を向けがちな自己に自己が向き合わねばならず、立場の違う相手だからこそ、私たちは心して出会わねばならないのです。そして知るべきです。『主義』が民族よりもさきにあつたものではないことを！それを知らしめあい、成しうる条件は、現今の大朝鮮にあつて「在日」しかないのである。その展望の中に当然くるみこまれていねばならない申君が、その癒しがたい傷の所在が、「在日」の歴史性も、経てきた受苦も度外視され、私たち「在日朝鮮人」が培ひうる展望の必然をも、もろとも法権力は追いやろうといふのです。もつとも私と向き合つてくれねばならない手負いの友を、在日世代の若い同胞を、私から切り、「在日」から切り、悲嘆のどん底の家族から切ろうといふのです。

私は反対です。「強制送還」を生ましめた、日本人の心情の非人間性と、法条文を作定した冷血動物に私は反対です。更めて申し上げるをましよう。在日朝鮮人にとつて、大朝鮮とは「在日」のことなのです。

「在日朝鮮人」が帰らないことの意味を、社会科学的な見地からだけ実証づけることに

反対な理由はここにあります。同一民族との融和を「一つところ」で生きている「在日朝鮮人」の生きざまの中から実証づけたいのです。先程私は、「南」と「北」を同視野に収める立地条件を生きている。生活集団が「在日朝鮮人」だと申しあげましたが、このことは「在日朝鮮人」の存在が、いや応もなく「南・北」の葛藤を同時に織り出さねばならない生き方を生きているという、確認でもあろうというものです。

### 問われる在日世代のあり方

私なども十数年前、一九六〇年代のはじめまでは在日朝鮮人一世の先端に位する年代の者でありましたが、七〇年代後半にいたつた今日では、早くもオールド・ジェネレーションの彼方に押しやられてしまつています。このものすごいまでの世代推移のなかで、在日朝鮮人一世といわれていた人々がすでに「親」の年代を築いていますし、その若い四十前後の親の子供たちが、まさに今日の義務教育の課程におつたり、日本の学校教育体系の中でもあります。

申君の生いたちを読むにつけて、胸がいたむのは、どこを向いても日本人ばかりの中で、決定的な少数者である朝鮮人高校生として、日本の学校で勉強していたという事実です。当然多くのクラスメートがおつたのでしよう

が、『教育基本法』という、日本人の基本的人権が保証されている、『民主教育』の光のさなかにありながら、その光の中でお影を背負っている一人の在日朝鮮人生徒の、いたいけな魂には気づかない仕組みの教育機構。教育現場で日本の文化は一そう華いでおり、知的水準も競いあっても届かないほど、高い。勉強に対する熱情のかけ方も、もちろん世界有数である。この知性の群落の中には、さてさて、△朝鮮△は未分化なものなものでしかなかつたという事実です。知るということは、いかに知識をつめこんだところで知ることにはならないという、△知識△の無明さです。知らそうとする意識と、知ろうとする意識が意志し合わないかぎり、△知る△ことには至らないのです。知らしもせず、知ろうともしない、その教育の中で「申君」がひずんでいたという事実です。

日本の公教育の場には圧倒的多数の在日朝鮮人子弟たちがいるのですから、いわば在日第三世・第四世の世代にいたつてゐる今日、この若い世代に対する対し方とか、その在日世代のあり方といふものはつとに問われるべき大事な命題のはずなのですが、祖国と隔絶して生きているこの世代たちに対応する方法意識は、朝鮮人側の知識人の間でさえまだ明された、論じられたということを聞かない。それどころか、むしろ当事者である朝鮮人の側に抜けおちている意識であるといつてもけだ

し独断とはいきれないものを私たちはもつていています。未だまみえたことのない自分の国、北と南を同視野に収めうる立地条件を生きるというとき、在日三世・四世と目される若い世代たちのみずみずしい目に△朝鮮△は純一的なものであるべきですし、何よりも「分断」の実情が公平に提示されていることこそ重要です。少くとも提示する側の思惑によつて、「南・北」の質量が左右されることはなりません。この厳正な提示を、自主的に収めうる意識が幸いに学業課程で培いえたならば、やがて△北△側か、△南△側かに立つ自分を、自分の意思で決める側の人間にこの世代たちは立ちきるでしょう。それも△違う△が拒絶でないところで、進んで△相違△をさらけだすことによって△違△を結び合はず力学を、この未知数の世代たちはきっとやり遂げずにはおかないはずです。及ばずながら、私が日本の公教育の場に参加している理由も、このことをおいて他にありません。

### 自分自身が「朝鮮」だ

固有の文化伝統をもつてゐる祖国ときれて、隔絶して生きているのが在日世代だということは、ややもすると在日世代の心情に△無国籍△感をいだかせがちなことではあります、しかしこのことは決して、負い目であつてはならないものです。「在日」を生きるということは、朝鮮本土で生きている同胞の思考の

(一九七六年十月十七)

了。他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」

他說：「我這人，就是愛想，愛想，愛想……」

# 在日朝鮮人の戦後史 I

—民族教育に即して—

曹 基 亨

奪われてきた民族の誇り  
「創氏改名」  
ことばを奪う  
強制連行  
解放—民族教育の開始  
なにもない中から  
痛恨の大弾圧  
再出発、しかし矛盾は残る  
日本人教師の努力と限界  
変らない朝鮮人観  
必要な原則的、制度的保証  
窮屈な在日の生活  
七・四声明の感激  
なお残る就職差別  
願いは統一自主学校  
祖国の統一こそ  
生き抜く民族



# 在日朝鮮人の戦後史 I

## — 民族教育に即して —

曹 基 亨

いま御紹介にあずかりました曹基亨と申します。申京煥君のいろいろのことと、みんなが韓国・朝鮮の問題について考察をし、私も援助になればということで来ているわけなんですが、敬意を表する次第です。

今日は民族教育に即して何かしゃべるようについてお話をですので、焦点をここにしばつて考えてみたいと思います。

### 奪われてきた民族の誇り

私達は日本で一九四五年八月十五日すなわち太平洋戦争の終結の日を迎えてすぐ、日本全国、北海道から九州にいたるまで、非常に爆発的な力でもってこの民族教育の復興にとりかかったわけであります。民族教育にとりかかるということは、いうまでもなくそれまでの三十六年間、日本の植民地として転落しておったわれわれの祖国において、日本帝国主義の力によつて民族的なものが次々と奪われて、とくに三十六年の間でも日本が中国との本格的な全面戦争に入つた一九三七年以後四十五年まで、だいたい八、

九年というものが、矢つぎばやに民族的な魂の所産であるところの言葉であるとか、名前であるとか文化面での伝統的なものを奪い迫害していくわけなんです。

### 「創氏改名」

その最初になされたことは「創氏改名」といつて民族固有の名前を奪うことです。

一九三七年（昭和十二年）、例の盧構橋事件を契機として蔣介石国民党政府と毛沢東の率いる中国共産党が全面的に日本帝国主義に抵抗して、最後の一兵まで中国の独立のためにたたかうといつて手を組むわけなんですが、日本政府は口では盧構橋事件をそれ以上拡大しないといながらも、現地においては挑発を重ね、その前のいわゆる満州事変とか上海事変にひきづき中国全土を席捲せんとする日本軍部の野望を実現しようとしていました。その中で日本の政府にとつても軍部にとつても目の上のタバコ的な存在であると同時に、それをいいように利用しようとする対象でもあるという意味で、そのままですまない存

在が朝鮮半島であり、朝鮮民族であつたわけなんです。

同じく日本の国籍をもつて日本国民として扱うといつても、数千年の伝統とか歴史をふまえ、別々に発展してきた両民族・両国家にとって、異質感・異和感というものはいくら同化させようとしてもむつかしいことなんですね。ところが丁度その当時、金沢庄三郎という人たちが日本と朝鮮は同祖で同根ある、日本人と朝鮮人の先祖は一緒なんだということを言いだしたんです。これは一面の真理でもあるわけですが、むしろ政治的に利用・悪用するためにそういうことを掲げて宣伝しておつたわけです。

日本政府は何とかして朝鮮人を日本人化してしまわないと中国へ進出するのに後方が不安だし、危険であると考えていました。実際、朝鮮内外において一面は同化を強いられながらも、独立運動といおうか、ペルチザン活動や地下活動をした人がたくさんいるわけです。ここでひとつ朝鮮人を日本人化して日本人ならしめようと、日本政府がいちばんはじめに

したことが朝鮮人の名前を奪うことだったのです。

朝鮮人は伝統的にみなさんもおわかりのように金とか李とか朴という苗字の人が（朝鮮では苗字といわずに姓というんですが）非常に多いわけです。いま韓國の大統領は朴さんであり、北朝鮮の主席は金さんであり、前の韓國の大統領は李さんである。こういうふうにして数千年來つかわれておった名前なんですが、日本の植民地になつてゐるのにいつまでも金・李・朴ではこまるというのです。しかも丁度、志願兵制度をして朝鮮の中からも屈強な壯丁を集めなくてはならないという必要に迫られていきました。そうなると軍隊内部で片一方は田中伍長あるいは三木少尉といふような名前があり、片一方においては金上等兵だとか朴上等兵とかの名前になれば内部統一が非常に乱れるというような考え方からだろうと思うんですが、名前を日本式に変えさせて奪つてしまふ法令を出すわけです。これがいわゆる「創氏改名」というものです。姓名を奪つて日本式の「氏」を設定するわけです。

法令ですから抵抗することもできますが、けれども一応は法令なんですからそれに違反すると非常に困難な目にあうということで、強制的に名前を金ならば金海とか金田とか金城とかにしたり、李は岩本、朴は新井、尹は平沼というような形で日本式に変えさせてします。

まうのです。

### ことばを奪う

それから同時に翌年から朝鮮人の魂のふるさとであり、文化伝統の基礎をなすところの言語を奪うわけです。ことばを奪つてしまふわけですね。文字を一切使わせないし、学校においては厳しい罰則を設けて、夏の暑い日盛りの運動場に朝鮮語を使つたというだけで、バケツにいっぱい水をくませてそれをぶらさげて立たせたために日射病にかかつたおれたという話もあるくらいです。そういう罰則を設けて、しかも朝鮮人の子供どおしの相互監視の制度を設けてことばを使わせないようになるわけです。家庭においても子供を通じて親にできるだけ使わせないよう強く制するというような形でことばを奪つていきます。

ことばについていえば朝鮮語というのは、優秀なことばでありまして、現在においても語彙も日本語より多いんです。したがつてどのような政治・経済・文学・哲学・宗教、いろんな芸術の多彩な表現でもうまく表現でき解釈できるような優秀な言語であるわけです。文字もまた科学的な文字として知られているわけなんですけれども、そういうことばを、朝鮮にはなかつたんだという形で一切朝鮮人の頭から忘れさせて、抹殺してしまおうとします。

ことばについていえば朝鮮語の読み(教科書)もあつたんですが、それは使わせない、教えないんです。子供たちは自分の母国語を当時の朝鮮の普通学校(日本の小学校に該当する学校)においては朝鮮語の読み(教科書)もあつたんですが、それは使わせない、教えないんです。子供たちは自分の母国語を学校では文字の上で学ぶことができなくなつてしまつたのですから、家で習うか地域社会で何かの機会に習うしかなくなつてしまつた。全部、日本の文字・日本のことば一色になつてしまします。

### 強制連行

そういうことをしながら太平洋戦争に突入する一九四一年(昭和十六年)になれば、壮丁ばかりではなくて手あたり次第に強制連行

年來の父祖伝来の名前を奪うということを日本政府はしたわけです。名前を奪うということは、朝鮮においては「親の姓をかえる」ということわざがあるんですが、それは最大の約束をするときにつかわることばであるし、人間として最低の牛馬以下、犬以下の間として悪口をいう場合に比喩としてつかわれることばでもあります。親の姓を変える人間は人間でない、畜生以下のものだといつて罵倒する場合にいうわけです。それほど悪い奴だし、野心的な奴だという意味ですが、そういう風に名前を大切にする朝鮮の伝統から抹殺するんです。

年來の父祖伝来の名前を奪うということを日本政府はしたわけです。名前を奪うということは、朝鮮においては「親の姓をかえる」ということわざがあるんですが、それは最大の約束をするときにつかわることばであるし、人間として最低の牛馬以下、犬以下の間として悪口をいう場合に比喩としてつかわれることばでもあります。親の姓を変える人間は人間でない、畜生以下のものだといつて罵倒する場合にいうわけです。それほど悪い奴だし、野心的な奴だという意味ですが、そういう風に名前を大切にする朝鮮の伝統から抹殺するんです。

するようになります。それは中国全土を席捲せんばかりにして北中國や満州、華中、そして太平洋戦争になれば南方方面、アリューシャン方面などに戦線を拡大して兵力を分散しているわけだから、日本国内の労働力が非常に払底して足りなくなつてくるわけです。壯丁は次々と徵兵していくものですから、足りないところをこんどは朝鮮からの力でうめようのが強制連行のはじまりであつたわけです。

強制連行は本題ではありませんので若干ふれるだけにしますが、一九四一年から四年までの間に公称八十万といわれるわけですし、実数は百万くらいに達しているかもしません。その次は志願兵制度だけでは間にあわないでの、日本の学徒出兵と同じように、朝鮮人も全部学徒出兵させる、専門学校以上、旧制の高等学校とか大学に籍をおく者はすべて学徒兵としてひっぱり出していくわけです。それでもまだ足りなくて一九四三年（昭和十八年）にはいよいよ徵兵制を朝鮮にしくようになるわけです。徵兵制をしいて該当する年令になる者はうむをいわざず全部しょっぴしていく、いわゆる天皇のために死ねという

ことで、前線において日本の軍隊のたまよけに動員されていつたわけです。

そういうようにしながら朝鮮人のもつている本質的なもの、基本的なもの、その属性といふものを権威と武力をつかって全部

奪いとつていくわけです。もちろん民族の魂といふものは迫害され、でもそう簡単に奪われたりするものではなくて、朝鮮民族の血の中に脈々として誇りが流れておつたわけなんですが、形の上で、すなわち法律上・政治上、軍事的支配の上では、それが行なわれてゐるわけですね。そういう風にしながら日本の敗戦によつて朝鮮は三十六年ぶりに祖国の立ちなおつた姿、光明を見いだす、すなわち解放の日を迎えるわけです。日本の敗戦の日がとりもなおさずわれわれにとって解放の日だということになるわけですね。

### 解放—民族教育の開始

もつとも私も日本で解放の日を迎えたわけですが、人情として非常に複雑な心境でした。それは敗者に対する人間的な憐憫の情だと思いますが、そういう記憶があります。不俱戴天の仇敵である日本帝国主義を打倒したんだから、そして祖国の光明を再び戻したわけだから「万歳」を叫んで踊り狂わなくちゃいけないのに、それができないという感慨を私は感じたことがあります。

解放を迎えた朝鮮人はすぐさま、いまの総連と民團の前身であるところの朝鮮人連盟を全国的な規模で二、三ヶ月の間に組織しました。その当時は民團とか総連とかいうように分断されたものではなくて、心が一つ、そして目的が一つ、思想信条をこえて、在日朝鮮

人が結束して朝鮮人連盟に加わったわけです。その朝鮮人連盟がいちばん初めにはじめたのが民族の魂をとり戻そう、少なくとも青少年から作業をはじめていこうという民族教育であつたわけです。

民族教育と申しましても、それまでに在日朝鮮人は教育を受ける権利をほとんど奪われていました。たとえば朝鮮には今のソウル大學であるところの「京城帝国大学」ひとつしか大学がなかつたし、専門学校もいくつかしかなかつたわけなんです。その「京城帝国大学」というのは要するに日本の朝鮮統治のための行政官吏あるいはエンジニアを養成するためのものであつて、決してそれは朝鮮人のために門戸を開放した大学ではありませんでした。ですから募集人員においても朝鮮人が三割、日本人が七割というように非常に不利な、少ない数の人が狭い門から入つて日本人みなみの官吏になつたり、エンジニアになつたりしたわけです。それほど朝鮮人に対する教育を与える権利は無視した政策でした。

しかし朝鮮人は永い儒教の伝統といおうか非常に学問好き、勉強好きな民族なんです。現在においては韓国で、日本の教育ママに匹敵する「チマ・バラム」というのがあります。日本語に直訳すれば「裳の風」というんですが、チマというのはスカートです。長いスカートのそそを風になびかせながら自分の子供のために塾に連れていいき、家庭教師をつけ、

PTAに通うというわけで、韓国の母親たちは「チマ・バラム」といわれるくらいに猛烈な教育ママであるわけなんです。それほどに教育熱心だし、学問を好む伝統的な風習があるわけなんです。

そんな形で日帝時代においても抑圧され教育を受ける権利を奪われていながら、小さな寺小屋である書堂とか講習所であるとかいうようにして啓蒙活動とか識字活動をつづけていました。そういうことに典型的にあらわれているように教育や学問に対するあこがれが強い民族ですから、本国においてはもちろんいうまでもないんですが、日本でもそれこそ燎原の火の如く澎湃として民族教育活動がはじまるわけです。

### なにもない中から

とはいってもその当時は日本人も敗戦の底の中で、米もない金もない、生産施設も破壊されて使うべきものがほとんど都市にはないということで、生産は停滞して経済面も破産の一歩手前まで行つていました。いわんや浮き草のように何ももたない朝鮮人、すなわち強制連行で連れてこられた人々はもちろんのことですが、それまでにここに生活の糧を求めて朝鮮から流れてきた大勢の人たち、総数あわせて渡航証明書をもつてこちらに来た人と強制連行の人たちは戦争がすんだ直後にだいたい二四〇万くらいの数がおつたわけ

ですが、ほんと教育の権利を奪われた人たちはかりなんです。もちろん大学に行つた人もいるにはいるんですけど、まことに微々たる数にすぎないし、専門学校を出たくらいの人でも非常に少ない。旧制の中学校・商業学校・工業学校に行く人たちも百人に一人とか二百人に一人とかいうように選ばれた人たちであるわけです。

大阪のようなところには阪大とか関大、京都には同志社・立命館などにある程度の数の大学生がいました。また野球の強いことで有名な浪速商業とか此花商業、北陽商業といった入りやすい私学の商業系統の実業高校には何人かづついたわけですが、総数としては非常に少ないんです。

こういう実情ですから民族教育をさすげようにも人材がないんです。教師がいない。

だから一字でも国 文字を知っている人、一つでも国の歴史を知っている人たちは全部地域ごとに集められて、最初は、ちんぶんかんぶんな教師になつたわけです。カギヤコギヨ（カゲヤコガ）といつて朝鮮のカナをたとえ一行でも教える。またたとえば李舜臣といつて豊臣秀吉の侵略と戦った将軍については、昔話みたいに語りつがれて非常に尊敬しておつたわけですからその物語を歴史の一コマとして教える。あるいは李朝の白磁とか高麗の青磁とかが日本にたくさんあるので、そういうもののかけらを一つもつてきたりしては民族

的な誇りをとり戻すための作業をする。そういう形で在日朝鮮人、いまは韓国籍と朝鮮籍にわかっていますが、同胞たちは民族の魂とか誇りとか体面をとり戻すための教育作業をはじめたわけです。

そのようにして、わずか一・三年のうちに全国に五四〇を数えるほどの学校をつくつたわけです。

学校と申しましても全部が校舎をきちんとした学校ではなくて、人が大勢いるところとか少ないところとか、みなちりぢりばらばらになっていますから、二・三人、四・五人おるところでは、しもたやを仕切つて寺小屋みたいな場所にしてみたり、塾みたいな形の部屋をこしらえて教えてみたり、大阪とか兵庫県下には非常に多くの朝鮮人がいまでもいるわけですが、その当時でもいちばん全国で集中的に住んでおりましたので、そこでは二百人、三百人入れる校舎を建てて、校舎といつても戦争で焼け残つた家をこわしてきて、それでつぎはぎだらけの風雨をしのぐ程度の場所をこしらえて収容する。寒くない時分には天井のない青空教室であつたわけです。芝生の上にすわらせて、膝の上にノートやガリ版刷りのテキストをもたせて勉強させる。そういうながら北海道から九州までみれば五四〇を数えるところの、当時としてはすごい数なんですが、学校とか塾とかができたわけです。それはいかに在日同胞が今まで奪われ、失

つたものを本来の形に一日でも早くとりかえさねばと意気込んだかという熱意のあらわれだと思います。

### 痛恨の大弾圧

ところがこの民族学校が一九四八年四月に大弾圧をうけます。マッカーサーの日本占領政策はまれにみる善政をいたといわれているわけですが、その中で唯一の汚点であるところの戒厳令を京阪神にひくことになります。これがいわゆる阪神教育斗争事件とよばれるものですが、民族学校が次々と閉鎖されて日本学校へ転入することを余儀なくされるわけです。

大阪には当時もいまも全国でいちばん大勢の朝鮮人が集中的に住んでいる朝鮮市場といふところがあつて、それは殷賑をきわめるような場所ですが、そういうところになりますと一つの公立の小学校、中学校に三百人、四百人と通うわけです。そうするといまでは朝鮮語をつかつて朝鮮の勉強をしていましたのに、そこでは朝鮮語は一切使わない。日本の先生方が朝鮮語をわかる筈もないし、また教える義務も何もないわけですから使わない、そして日本のことばかり教えるんです。すると朝鮮の子供たちにとつては日本の国語にしても社会科にしても、あらゆるもののが面白くない。それまでは古代においては日本に文化というものがまだなかつた時代に朝鮮から渡来したもの

人達がものをもつてきたり文字をもつてきたりして日本の古代文化を開いたというようにして習っています。だから昔は朝鮮人が日本人を教えてやつたんだ式の教育をうけた子供達が、今度は日本の教場に入つてから神功皇后の三韓征伐があつて朝鮮は昔も日本の下で従つていたとか、任那日本府があつて殖民地として今の総督府みたいなものがあった、豊臣秀吉の朝鮮征伐があつた式のことをいわれるもんだから朝鮮の子供たちは大変おもしろくないわけです。日本で生いたったわけですから日本語はわかるし文字もわかるけれど、そういうことをきかされると今までと全然違つて一八〇度転換の教育をされるから価値が転倒するわけです。それでおもしろくないから毎日けんかばかりする。先生につつかかつていつてなぜ朝鮮語を教えないのか、なぜ自分たちの国のことや歴史を教えないのか、自分が朝鮮の人に対しても日本の人になれば、朝鮮人に対する日本人になれば、公教育をさすげること自体が間違いです。要するに、決定的な矛盾であるわけです。要するに、朝鮮人に対する日本人になれば、朝鮮人に対する日本人になれば、公教育をさすげること自体が間違いです。ところがそれをやつてしまつたわけです。

今でもその当時の新聞をみると、一九四八年の四月以降、朝鮮戦争がすんで休戦協定ができる五三年ぐらいまでずっと毎日の新聞に朝鮮人児童さわぐ、朝鮮人生徒さわぐ、投石してガラスを割る、机をこわすというように、その頃は言論機関も戦前の皇国史観的な考え方

にもしつかり考えてみようとしているが、古い頭のスタッフとかが朝鮮人を治安的に取締ることしか考えていません。学校も社会全体も言論なども、教育的に朝鮮の子供たちをどうまともに導くかとか、どのように教育すべきかということは何も考えない。いかに取締つて騒ぎをなくし、ケンカをなくし、不満をただおさえこむことによってしか解決することを考えない。そういうことが三年も四年も続くわけです。

### 再出発、しかし矛盾は残る

だから日本の政府の政策どおりに大阪ではなつたわけですが、一部、抵抗しておつた父

兄達あるいは心ある教員たちはこれではダメだというわけで、学校の周辺の民家を借りたり集会所を借りたりして、ちょうど初期の一

九四五年八月の直後のよう形でまたはじめました。学校はつぶされてしまい、閉鎖されてしまう、占領軍隊が番をしてるというような状況でしたから、同胞の家の一室とか、隣りの集会所などを借りて、また寺小屋式の勉強をはじめることから再出発を大阪でもするわけです。

そういう矛盾したことを当時の政治指導層は平気でやつたわけです。そういう矛盾といふのは今でも決してなくなつたわけではなく、生野区の御幸森小学校という、朝鮮人が非常に多く住んでいる町があるんですが、その学校では過半数が朝鮮人である。千人おれば五五〇人が朝鮮人で、日本人児童は四五〇人しかいない。しかしその「過半数」が日本人になるようそこで教育をうけている現状がいまだに続いているわけです。

その他小・中学校などは特に大阪の東部方面とか、兵庫県下でも尼崎、西神戸あたりでは集中的にそういう矛盾が露呈されて、その中で現場の先生方だけがアップアップして非常に苦しんでおられる。それは字を教えるということよりも朝鮮人全体の政策を誰ももつていなかののですからどうしてよいかわからぬわけです。特に在日朝鮮人の民族教育といふか社会教育という問題については、中央

が何の政策も示さないし、地方の教育委員会にしても何ももちあわせがない。

### 日本人教師の努力と限界

というわけで、このままじゃいけない、人間が腐蝕してしまって、朝鮮人が朝鮮人でなくなつて日本人でもないし朝鮮人でもないような教育をうけてしまう。だから一本杉のように入スクッとまっすぐ伸びない。曲がりくねつた人間になつて、心のどこかにどす黒いものをもちながらそれをじつと耐え辛棒して育つていくという、絶えず自己抑制というか矛盾の中に陥つて、がんぜない小さな胸を痛めながらこの子たちは育つていくということに気がついた日本の先生方は、自分たちがこれを何とかしなくちやいけないというわけで、兵庫県下においては特に高校の段階において澎湃として朝鮮研究をし朝鮮の民族的な素養を与える教育をはじめるようになります。民族の教育というのはその民族の心を中心として会得しなければできないわけですから、他民族が他民族の民族教育はできないと私は思つています。

たとえば日本においては外国人であつても日本の文学、歴史に造詣の深い人が多いけれども、そういう人が日本人として日本の民族教育ができるかといえばできなんですね。それと同じように日本の教師がいくら朝鮮の歴史を勉強をし、朝鮮人の心をよく理解し把

握したとしても朝鮮人の民族教育はできないんです。

けれども自分が教えている子供たちに対しうかにすれば民族的な自覚を少しでも高めることができるか、誇りをもたせることができるか、自分の祖国、民族の伝統に対する知識を身につけることができるかというようなことは私はできると思いますが、そういう作業をいま兵庫県下では高校のレベルでずいぶん沢山の学校でやっているわけです。

大阪においては高校のレベルではそれが非常に少なくて小・中学校のレベルで進められています。大阪においてはあまりの矛盾の大きさに大阪市の教育委員会がびっくりして「大阪市外国人教育研究協議会」というものを外郭団体としてこしらえて、朝鮮人の教育に関するいろいろな研究をする、その研究課題をたずさえて、先生方が研究をしたりしていますが、もう今は多少実践的な段階に入つたと思ひます。先生方相互では「在日朝鮮人児童生徒の教育を考える会」というものをこしらえて、これは数百名の加入者があるわけですが、小・中学校の先生の団体で、放課後に民族学級というか朝文研というのか、そういうものをこしらえて教えてたりするわけですね。そうしながら現在に至つてはいるわけなんですね。

### 変らない朝鮮人観

戦後すでに三十年をこえましたが、依然と

して矛盾は少しも解消しないし解決されないで、大阪市の公立中学校々長会という校長先生たちが組織している会があるわけですが、そのままあらわれた形で、つい今から五年前に、朝鮮人として、社会人として育てることができるかということを研究したり相談したりするんじやなくて、どうしたらこのあはれる、よくけんかする、先生によくたてをつく朝鮮人を取締つたらいいかという、まさに管理的な側面でだけをとらえようとした文書が流れ、批判もして、これから気をつける、そういうことがないようにするというわけで一応おさまたたことがあつたんですが、ついこのあいだそれがおこつて、いるわけですね。

そういうことが今から五年前におこつたといふのは、本質的・原則的に何も解決がされないで、今だにその矛盾が内包されたままで、お互に辛棒してするずると今日にいたつてゐるというのが現状であるわけです。

こういうことがなぜ大阪とか兵庫県下、あるいは京都あたりで顯著に出てくるかといふと、さつきも申しあげたように在日朝鮮人は全国的に公称六十五万といわれる、実数はあるとふえていると思うんですが、六十五万と

してもその半数以上が京阪神に集中的に住んでいる。こういふとこれらから、たゞえば北

海道や東北、九州の熊本あたりに分散して二三家族しかいない、あるいは十、二十ぐらいの所帯しかないといったところではあまりこういう矛盾が目立たないわけです。しかもそういうところでは民族教育をうけるチャンスがないままに、日本の教場で日本人として、ひつそりと何もいわず日本人みたいな格好をして、日本の義務教育の勉強をしているわけ

だから、そこでは一切矛盾は内蔵されたまま  
で、本当は百人いようと千人いようと一人い  
ようと本質的には同じであるわけですが、な  
だそれが表にでないだけなんです。

東京などにしてもそうなんです。東京も実  
質的には五万人あまりの朝鮮人がいるんです  
が、東京は一千万あまりの人口の中に分散さ  
れて埋没されているような格好で住んでいるか  
ら見えないんです。矛盾がありながらそれが  
見えない。量から質へ物事は転化するわけで

ですが、大阪の方は量的にも質的にもすぐ目の前に見えるんです。その矛盾が日常道端でも見えるし、学校の教室でも見えるし、運動場でも見えるわけですね。だからこういう問題とは大阪とか兵庫の場合が一番切実に問題としてあらわれるし、私たちも心を打たれるわけです。

### 必要な原則的、制度的保証

そういう学校も含めて四万人強がいま民族教育を受けているということになるし、一人万人くらいの人が日本の小・中・高校にいるわけです。これは膨大な数です。日本全国に分散されているとはいえ非常に大きな数なんです。民族自主学校に行っている人達は十五万のうち四万人くらいで十一万が日本の学校に行つてゐる。うち高校生は全国的にみて二万人くらいじゃないかと思います。

今現在、在日朝鮮人の六十五万のうち、学齢期にある人数が約十五万といわれます。その十五万のうち北朝鮮系の朝鮮総連で建てた学校で民族教育を受けている人達が四万近く民団の方で経営している韓国学園が東京に一校、大阪・京都に各一校あるだけです。その外に大阪に比較的中立の白頭学院といつて文部省で公認された高等学校令による小、中、高校があるんですが、これも韓国学園の一つとして含めれば四つぐらいあるんです。

高校の場合は意識も高いし、文学を読んだり歴史の勉強をすることもあるんですが、小中学校においては処置なしです。高校の場合でもずっと過去から日本の小・中学校で日本の生徒と同じように勉強したわけで、朝鮮の勉強は全然していないのですから民族教育はうけていないわけですが、それでも多少悩んでみたり、考えてみたり、自分で何とかして本当の名前を元に戻そうという考えをもうたりするわけですが、小・中学校の場合は完全に日本人として教育をうけてしまって、しかも時がたてばたつほど民族の魂とか精神というものが風化されていく、そういう過程におかれているわけなんです。

一方、在日朝鮮人の民族教育の教場において、自主学校において教育を受けている人たちの中にもいろいろな問題が沢山あるわけです。日本の社会に定着して住む、日本の仲間たちと一緒に地域社会において日本の良き市民の一人として地域社会に寄与し貢献しながら住むといった考え方立つとき、民族学校とところがそれどころのさわぎではないんですね。ここには一種の棄民政策のようなものを感じる。かつて日帝時代に一家離散の憂き目をみながら日本に流れてきた同胞に血脉をつなぎ、非常なしうちを止めてもつと積極的に彼らを支援すべきだと思います。自分の祖国の政府にも頼ることができない、そういうふうなことを、再検討を加えなくちゃならないというひとつ曲り角にきていると思うんですが、それは別として、日本の学校に行っている児童・生徒は一体どうなんだろう

と、親も、現場の先生方も非常な困難

に直面しているのが現状であります。ですから私は日本政府が中央レベルで在日朝鮮人の教育問題をどうするかということを非常に前進的に原則的な方針をうち出して、地方の教育委員会なり公共団体がそれを受けついで、内容、形式ともにふまえなくてはこの問題は解決しないと思うんです。

と同時に、私は韓国に属している人間ですから他のことは、あまりよくわかりませんが、少なくともわが韓国政府すなわち本国の政府が在日韓国人の民生問題というか生活問題もさることながら、特に子弟たちの民族教育のことについて心を配つて、何とか日本政府と基本的に交渉してですね、民族の権利として教育を受ける機会をつくる、それを保証する、それを制度的に保証して物心両面で援助するというようにしなくてはならないと思うんです。

す。

ところがそれどころのさわぎではないんですね。ここには一種の棄民政策のようなものを感じる。かつて日帝時代に一家離散の憂き目をみながら日本に流れてきた同胞に血脉をつなぎ、非常なしうちを止めてもつと積極的に彼らを支援すべきだと思います。自分の祖国の政府にも頼ことができない、そういうふうな状態はなくさなければならない。

### 窮屈な在日の生活

親たちは高い意識をもち、自覚をもとに自

分たちの子弟の教育をどうすべきかということで、親は親なりに悩んでいるわけですけれども、親は自分たちが日本社会で厚い差別の構造の中につけて、もがきながら、就職しようととても非常にむつかしい、金とか李とかいう名前では就職できない、アパート一つ借りるにしてもいいアパートも借りられない、その差別とかいろんな偏見の中であがいているのが現状なんです。したがつて一部の親達は子供たちにも、あんまりあれば必ず勉強だけして、名前も日本人名みたいな名前にしてひつそりと生きるように教えている。あまり韓国人のような格好をするなど教えるわけではありません。

ことばづかいにアクセントもないし、顔のかたちも背たけも同じようなのですから、日本人のような格好をして勉強をさせる。すなわち学校で差別をうけてはならない。学校で朝鮮人であることがばれ、自分の商売とか工場の経営とか取引きに支障があつてはならない、そういう観点で、民族の自由の権利もさることながら、まずは生活をしなくてはならないわけですから、三度三度のメシを食わなくてはならないし、妻や子供たちを養わなくてはならない、その義務があるわけですから、生活権を守るために、日本の名前を使つて、教育しているのが現状だろうと思うんです。

そういう現状を憂いて、先程申しあげたよ

うに各高校とか小・中学校において日本の先生方が遅まきながら、最近朝鮮に関する本が非常にたくさん出版されているわけなんですが

が、朝鮮の通史を読んだり、朝鮮文化のいろんなパンフレットみたいなものでも何とか朝鮮を理解して、教室にいる一人一人あるいは数人の朝鮮人の生徒に時間が許す限り、課業が許す限り何とか民族的な素養を与えてみようということで一生懸命になっている方達がだんだん増えてきてはいるわけです。

大阪の東部地区へ行けば通称「チョーキチ」

朝鮮キチガイといわれながらも、真面目な先生方が小学校に必ず一人や二人はおつて職員会議とかいろいろな集会においてそういうこと説くわけです。一人でも多くそういう民族的な素養を与えておけば、その時は目に見えた効果が現われないかもしれないが、いつか将来必ず実を結ぶわけです。しかし本当の名前を名のれとか、名は体をあらわすものだから、おまえは日本人じゃなくて朝鮮人なんだから李は李として名のれといつても、親のいろいろな家での話もあるし、自分自身もいまさら日本人の仲間の前で私は朝鮮人だ、金だということは名のれない。私は、金田とか、西条だとか名のりたいという気持になるわけです。そういうのが今の現状です。ですから解決のメドがたたないわけです。

## 七・四声明の感激

私たちが考えられるることは今から四年前に

七・四南北共同声明がだされた時ですね、その時の各学校でのいろいろな傾向をみると本名を名のろうという子供たちが非常に増えたわけです。先生たちも非常に感激をもってそれを迎えて子供たちに伝えて、子供たちもそれを感動的に受取って、これは第二の解放で、今度は本当に統一ができるかも知れない、

トップクラスがそういう約束をしたんだからできるかも知れない、それじゃあらためて、われわれは統一されたら政治が安定し経済的にやつていけそうだったら國に帰らなくちゃならない、親の方も子供たちにそういうように説明したと思うんですが、それで急に高校レベルで本名を名のることが増えたわけです。

ところが、本当に統一できるんだということがだったんですが、またしぶんてしまつたわけです。かえって分裂を助長しているような南北の問題の中、在日朝鮮人も翻弄されながら今日にいたっているわけなんです。

ですから私たちは日本政府に対して基本的に在日朝鮮人の教育の問題をどうすべきか、籍を問わずに正しい原則的な施策を講じてほしいと思うわけなんですが、現実には社会の風潮としてもあるいは政治的にもその時々の都合で翻弄されているのが在日朝鮮人ではな

いかと思うわけです。

## なお残る就職差別

いわんや昨今のこの不景気の中では就職の問題にしても、私は現在関西一円で六百人ぐらいの高校毕业生、すなわち高校生に奨学金を給付し、大学生は大学院生も含めて百五十人くらいに奨学金を給付したり、進学の指導をし、あるいは就職の斡旋をしているんですが、今年ほど大勢高校生とか大学生が就職の依頼をしてきた年はないわけです。高度成長の期間は朝鮮人でも中卒とか高卒などは日本の一般の世代と同じように金の卵のように思われて、国籍が朝鮮でも台湾でもいいからとにかく来て働いてくれということで関与してきたのが、景気がちょっと悪くなるとそっぽを向いてしまつて成績が良くても採用しないんです。最近も大阪の高校卒、京都の大学卒が、採用をあえてしないような事件がおきています。

大阪でブール学院といって女子高校があるんですが、おつとりしたお嬢さん学校で評判のいい学校なんですけれども、そこで成績がよかつたものだから先生が推薦してある日本の中堅会社の就職試験を受けてうかつたわけなんです。履歴書に本籍地を記入する必要がないんで多分通名で受けたんだろうと思うんです。朴鐘碩君の場合と同じなんですが、ところがあとで住民票とか戸籍謄本がいるとい

うことになつたときに韓国人だということがわかつて内定を取消された。泣く泣く生徒が奨学会へ訴えてきた例があります。また京都の同志社大学でも内定していたのが取消された。すなわち就職差別が歴然として残つているわけなんです。

朴鐘碩君の日立就職差別裁判の判決のときに、民族が異なるからといって就職の機会を奪う、差別するということはもつての外だというきつい判決の前例があるわけですけれど、日本の企業には現実に差別があるし、かくれた差別というのはいくらでもあるわけです。

### 願いは統一自主学校

もしここで何か解決のメドでもひとつある

とすれば「七・四」に似たようなムードが澎湃として盛りあがる、本国において実質的に南北が連邦政府でもいいから本当に一緒にいろいろという会談の空気が盛りあがつたり、話し合うというときに、在日同胞の民衆が歩みよつて「統一自主学校」のようものをつくることができます。これはもう自信があるわけです。現在、日本には當時四千五百人~五千人が大学に在籍しているし、又約五百人くらいの人が学位をもつています。工学、理学、医学、政治、法学とかいろんな学位をもつた人がいますが、これも日本の社会では疎外されてしまう博士浪人になつていわけですが、それくらいのエリートといふ

か、知的インテリ層をわれわれはもつているわけです。

それから先程もふれましたように教育熱心な人がいて、少なくとも中学校までは義務教育の段階ですからみんな日本の一般生徒と同じように卒業するんですが、一人でも多く高校まで行かせる、そして経済的事情が許せば大学に入れる。非常に勉強熱心、学問に熱心な親たちもおる、その中で完全な形とはいえないまでも、自主的に自分の後輩というか子供たちに一生懸命教育を授けてより高い人間的民族的素養を身につけさせるような、そのくらいの作業ができる、たとえ教職課程はでていなくともそれだけの知的レベルをもつた働き手がいるわけです。

ですからこの統一の機運が盛りあがれば、日本の学校へ行つている全国の子弟をわれわれが「統一自主学校」に全部収容して、十五万人全員を少なくとも高校の普通課程の段階までわれわれは教えることができるし、そういう高い教養と品性をもつた、日本の社会で日本人に愛されながら、仲よく日本の社会に寄与し、くらしていくことができるよう協力をすることができるんじやないかと、そういう自信はあるわけです。

### 祖国の統一こそ

#### 生き抜く民族

短期的には非常に悲観的になるわけですが、しかし朝鮮民族というのは生き抜くという点では、祖先が古代において隋とか唐のよう強大な帝国の侵略を受けてもそれを排除したし、豊臣秀吉のいわゆる朝鮮出兵を二度にわたって敗北せしめ、豊臣秀吉をして閼死させた、その勇敢さもある。

しかしそれでも分裂され、分断の条件のままではそれができないわけですね。思想・信

条をこえてということが七・四南北共同声明の中にうたわれているんですが、うたわれた

とおりに実行することができれば、私たちは高校の職業課すなわち工業とか水産とか農業とか、そういう教師陣とか施設という点では日本の先生方のお世話をならなくちゃならないが、普通科課程まではわれわれの手で教育することができます。しかしそれとても本国の統一ムードが盛りあがり、実質的に歩みよつて統一されるような機運にならなければ、日本では依然として居留民団、朝鮮総連の歩みよりもないし、今後の歴史を予見することはむつかしいわけですけれども、どういうふうに提携していくか、何か一つの転機が訪れるまで今のような状況の中でわれわれの子供たち、父兄そして学校の先生方がもがかなくちゃならないんじやないかと思います。

帝政ロシア、清国と、あらめる侵略をうけた、その勇敢さもある。

がら、日本には三十六年間の亡国の憂き目をみたけれども、依然として生ゴムのような彈性をもち、表現は悪いんですがベンベン草のように強靭に生きる民族であるわけですから、この過渡期、といつても三十年の才月は短かくないわけですけれども、国際的にも国内的にも、さいなまれながらも耐えているわけです。

そういう中で帰化する人もいるし、風化されていく人もいるでしょうが、ですがその魂だけはいずれ戻るんじゃないかと、日本の風土になじんで、日本の気候、風土なり日本の人情とか日本の文化、日本の山河を美しいといふことで愛着をおぼえて日本に帰化する者もおるかもしねいけれど、しかし一九四五年的八月十五日の正午から一時間もたたずしてソウルの町全体が白一色になつたことを忘れてはならないと思うんですね。朝鮮人は非常に白色を好む、いわゆる清潔な民族であるということで白衣の民族といわれるんですが、白いチマ・チョゴリを着た婦人や市民連で白色になつたということを当時の朝日新聞のソウル特派員が話していますが、それほど強く、復元力の早い民族だと思います。

だから今、この在日朝鮮人子弟の民族教育の問題とか、社会的な問題については本人たちもなかなか真っすぐには伸びないだろうしさいなまれ、そしてずいぶん苦しい思いをしながら育つていくと思うし、親たちも心なら

ずも日本の名前をつかい日本人みたいな格好をして生きるというようなものがあるし、日本のお先生方も、時に泥縄式であっても精一杯何とか子供たちのそういう民族としての魂を取り戻そうとして、いろいろ教場において作業をなさるでしょうから、長期的な目からみれば私は楽観しているわけです。

悲観することはいらないと思うんですね。短期的にみれば風化されていくこの現状を悲痛な思いで、どうにもやり場のない憤懣と悲しみをもちながらも、できるだけのことをしていかなくてはならないと思うんです。

私自身、奨学会というところにありまして高校生などに講習会を通じて、一人でも多く本名を名のらせる、母國語をならわせる、歴史を知らせる、文化・伝統のようないものを身につけさせる、そういう作業をやつているんですが、長い目でみれば朝鮮民族は間違いなくアジアのルネッサンスの時代に必ずや大きな思想的、文化的役割を果たしながら生き抜くことを信じながら仕事をしているわけです。時間がたちましたので十分なお話をできなかつたんですが、これで終らせて健ただきます。



# 在日朝鮮人の戦後史 II

—法的地位に即して—

佐 藤 勝 巳

1. GHQ占領期
2. 講和条約発効後
3. 日韓条約発効後
4. 国籍問題
5. 恋意的な行政
6. 申君を強制送還させないこと



# 在日朝鮮人の戦後史Ⅱ

—法的地位に即して—

佐藤勝巳

## 1 G H Q 占領期

戦後の在日朝鮮人の法的地位について、こまかくやりますと、ついぶん複雑なことがたくさんあります。大切な節々のことを少し話してみたいと思います。

一九四五年八月に、日本帝国主義が崩壊するわけですが、それから五二年四月二八日のサンフランシスコ講和条約発効までの七年間は、日本の国家が主権行使を事実上できなかつた期間です。G H Qが実権を握つて占領しておったわけです。この期間の在日朝鮮人の待遇がどのようにされたかということが、ひとつの大きな節目になります。

次には、一九六六年一月一七日に、日韓法的地位協定が発効します。これが講和条約発効に次ぐ第二番目の大きな節です。そして五年間の協定永住許可の申請期間があつて現在に至つているということです。

日本が戦争に負けたのち、日本に入つてきただG H Qといふかアメリカの占領軍は、在日

朝鮮人をどのように処遇するかというちゃんとした方針はなかつたようです。ただ、まあ自分の国が解放されたのであるから、朝鮮人は全部自分の国に帰るのではないかという単純な想像をしたようです。

今になつてこういうことが言えるのですが、アメリカ軍というのは帝國主義の軍隊なわけで、日本帝国主義をつぶしたもつと強い帝国主義なわけですから、それが被抑圧民族の立場にたつて法的地位処遇の問題を考えると要求するのが無理なのです。これはなにも在日朝鮮人の法的地位限つたことではなくて、

日本の帝国主義をつぶしてしまって、あるいは財閥を解体してしまうというG H Qの政策は、けつして日本の民衆の立場にたつたものではなかったのです。アメリカ帝国主義の競争者はこの期間をもうすこし具体的にみますと、一九六六年一一月一二日に、「帰国しない朝鮮人は日本国籍を有する」というG H Qの見解ができます。G H Qは在日朝鮮人に對して、としての日本の支配者の力をそぐという視点です。日本の民衆や被抑圧民族の立場にたつての「民主化」政策では少なくともなかつたといふことは、一年か二年たてばすぐ明らかになつてくる。たとえば二・一ストに對

して、当時のG H Qの態度を一つみても明らかです。日本の民衆が何を望むかなどということは、二次的三次的な問題なのです。競争者としての日本のブルジョアジーを押えていくという視点からの占領政策がつらぬかれてゐる。

このような位置づけから、在日朝鮮人政策を考えると、この七年間というのはまさに支配者の意志が文字どおり貫徹されていき、在日朝鮮人の基本的個人権の侵害、あるいは民族的自決権の激しいじゅうりん以外のなにものでもなかつたといえます。

この期間をもうすこし具体的にみますと、一九六六年一一月一二日に、「帰国しない朝鮮人は日本国籍を有する」というG H Qの見解ができます。G H Qは在日朝鮮人に對して、自分の国へ帰れ帰れとプレッシャーをかけますが、しかし在日歴の長い朝鮮人の一部分は日本に残るわけですね。ほぼ推定数字で五三万人くらいが残ります。

自分の国へ帰らないのだから日本の法律に

従うべきだという主張は、ともかく「日本国籍を有する」という考えですね。これらへんが帝国主義アメリカの被抑圧民族に対する認識が非常によくでてます。植民地から解放された国の人民がかつての宗主国である日本の國のなかに住んでるからといって、どうして「日本国籍を有する」ことになるのでしょうか。とにかくGHQはそういうことを力づくでやつたのです。

そしてそれを理由にして、在日朝鮮人の民族教育を弾圧していきます。つまりGHQが日本国籍を有すると言っているんだから日本人なんだ。日本人である以上、日本の「学校教育法」に従う教育をしなければならない。したがつて民族学校でやつてある独自のカリキュラムというものは「学校教育法」違反なんだというのが弾圧の表向きの理由です。

ですから戦後の日本の民主主義というものは、いろんなことがたくさんあつたと言われていて、そのなかの目玉商品の一つとして「学校教育法」があるわけですが、それによって、なにか軍国主義の教育から民主主義の教育にかわつたと言われている。しかし、在日朝鮮人の側からいふと、その「学校教育法」によって自分たちの民族的な権利が弾圧されていったという動かし難い事実があるわけです。「学校教育法」を評価する場合でも、一方ではそれが弾圧の武器となつて在日朝鮮人の頭上にふりおろされてきたという性格を

合わせ持つてることを知つていただきたいたいと思います。

それで、「日本国籍を有する」というのは五二年四月二八日まで続きます。それならば日本国籍を有しているんだから、選挙権・被選挙権を持つてゐるのかといえば、それはノーワード。在日朝鮮人は戦前は参政権を持つて、国会議員も一人、二回当選しています。それが戦争に負けた年の一一月、第八九帝国議会でその権利行使を停止させてしまします。

選挙権・被選挙権の剥奪ではなく、当分の間停止するという措置をとつた。そうしておいて次に「日本国籍を有する」としたわけです。それですと押し通したのかというと、そうではない。四七年五月二日に、今度は「外国人登録令」を施行しまして、在日朝鮮人・台湾人を当分の間外国人とみなすといつて、「外国人登録令」の適用を図つた。ですから戦後は、いろいろなことがたくさんあつたと言つてることは論理もなにもあつたものではなく、GHQの場当たりなといふか、行きあたりばつたりの支配者の都合のよいことをやつておられるわけです。自分たちの都合のよいときは、日本国籍を有してゐるのだから民族教育をやつてはいかんと言ひ、今度朝鮮人を管理・支配していくときには、必要とあらば適用していくのです。

「外国人登録令」というのは、政府当局者も自分たちの本心を隠しておません。戦後、

在日朝鮮人を取締る最初の基本的な法律であつたと明言しております。表向きはいろいろなことを言つていますよ。たとえば在日朝鮮人の米の不正受給・横流しを取締るためにとか、いろいろと理屈は言つております。

もちろん、これに対して当事者の側から、とりわけ在日朝鮮人の側から猛烈な反対が起ります。「外国人登録令」というのは、ご存知のように登録証明書の常時携帯義務というのが課せられてますので、「協和会手帳」の再来だということで猛反対します。戦争中、協和会組織によつて人間性破壊の徹底した「皇民化」政策をうけてきた苦々しい思い、屈辱感が骨の髄まで残つてゐる在日朝鮮人にしてみれば、「外国人登録令」が施行されて外国人登録手帳の常時携帯義務が課せられる、そらまた協和会だという発想をしたわけですね。今になれば若干見当はずれだと思うのですが、当事者の実感としては、それはもうビタッと重なつたと思ひますね。その手帳でもつて管理される、弾圧されていくというかぎりにおいては、協和会手帳も外国人登録証もまったくかわらんわけですか。激しい反発がでて、結局実施が半年ばかり伸びます。しかし何しろ世界最強の軍事力を誇るGHQですから、力を背景にして強行していくわけです。私はこの期間で当事者にとつていぢばん大きなダメージは何かといえば、自分たちの学校をつぶされたことですね。自分たちが築き

あげた民族教育を弾圧されたことです。この当時の民族教育というものが、在日朝鮮人にとつてどういう意味をもつてていたのでしょうか。私は、民族教育いうよりも、失われた人間性の回復、そういうものであつたと思う。民族というベルトを媒介にしてそれを獲得していく。あるいは、色濃く自分の中に外部から強制的にしみこまされた日本帝国主義の思想を、自分の内部から洗い出していく作業が民族教育であつただろう。そういうふうに私は考えております。それを大弾圧してしまつた。つぶしてしまつた。

こと教育の問題に即していなならば、戦前の同化・皇民化政策というものが、一九五五年まで続いたということです。この五五年といふのは、朝鮮総連が新たに出発する年であり、日本共産党が六全協で自己批判をしまして、当時日本共産党の中で活躍していた在日朝鮮人が名実ともに分かれます。それで朝鮮総連ができて、新規まきなおしで民族教育が再出発します。

今度は日本国籍がなくなる。そして今までの「外国人登録令」が「外国人登録法」になります。それからもうひとつ「出入国管理令」が施行され適用されます。正確な言い方をしますと、「出入国管理令」というものは講和条約発効前にボツダム政令としてできておったもので、条約発効にともなう一連の法令再編のなかで、従来のボツダム政令であつた「出入国管理令」にも法律的効果をもたせる措置がとられた。その法律ナンバーが昭和二七年法律一二六号であつたわけです。ですから、法律一二六号の別名が「出入国管理令」であると考えてもらつてけつこうです。

この「出入国管理令」というのは、わかりやすくていいえば、たとえばアメリカに住んでいるアメリカ人が日本に仕事でくるとき、バス

2 講和条約発効後

ポートをもって日本に入ります。そういう人たちに対して適用する法律なんです。つまり生活の本拠地が外国にあって、仕事や観光などで一時的に日本に来ている外国人を対象としているものです。そういう人たちの日本での行動を規定しているのが、第四条の在留資格なんですね。また第二四条には、この法律の適用をうける人たちが、どういったときに退去強制（国外追放）になるかということがたくさんならんでいます。たとえば、失業、法定伝染病、一年以上の実刑、外国人登録法違反で禁固以上の刑をくった者、等々。ところが在日朝鮮人の場合は、生活の本拠地が日本にあるわけです。日本にあるにもかかわらず、通達一本で外国人にして、そういうふたバスポートを持って、在留資格をもつて日本に一時滞在している人たちと同じ法律を適用したわけです。国外追放の条項がたくさんならんでいるその法律を在日朝鮮人に適用する。そういうことですから、いくら日本の政府でもそんなあつかましいことはできなかつた。そこでこう決めたわけです。法律一二六号の二条六項というところで、在日朝鮮人と在日中国人（その大部分は台湾出身者）については「別に法律ができるまでは在留資格を有せずして在留できる」としたのです。

この在留資格がなければ、外国人はいざい日本に入国することはできません。いちばん極端な例でいえば、無職だから日本に入ら

せてくれといつても絶対にだめです。また日本にきて無職になれば国外退去になるし、それからジャーナリストで入国したものが、日本人に授業料をとつて語学を教えたとすると、これは在留資格がちがうわけです。資格外活動といつてこれも国外退去をされます。こういうふうに非常に厳しい管理を行っています。在日朝鮮人にも基本的に同じようによつているんですよ。

ですから、二条六項というのは「在留資格を有せずして在留できる」というところがみそなわけです。何をやつてもいいということです。ノーマークです。これは大きな武器です。商売も何をやつてもかまいません。これを理由にして、おまえは法務省の許可を得ずして焼肉屋をやつていたものが今度は建設業をやっている、これは資格外活動だから国外追放だというようなことはないわけです。この条項というのは、いまの力関係のなかでは活かさなければならぬと思います。

### 3 日韓条約発効後

次に、日韓条約の締結をむかえます。一九六六年一月一七日が、日韓基本条約とその他協定が一齐に発効した日です。この日までは、在日朝鮮人の在留資格は、朝鮮籍であるが韓国籍であろうが、総連（在日本朝鮮人総連合会）に属していようが民団（在日本大韓民国居留民団）に属していようが、どこで改「正」すれば、学生は勉強以外はしてならんというようなたいへん厳しい状況になり

かねないわけです。そういう意味では、野党の先生方に勉強してもらわないと困るんですね。ときどきとんでもないことをいい出しますから。

こういった法一二六一一六に該当する人というのは、戦前から、正確に言うと一九四五年九月二日（降伏文書調印）から、五二年四月二八日までひきつづき日本に在留していた者と、この間に生れた子供です。この先からいろいろな問題が起きてくるわけで、つまりここで線引きがやられたのです。五二年四月二八日以降に生れた子供の在留資格が別になります。ノーマークです。これは大きな武器です。商売も何をやつてもかまいません。これ

所）に行つて、法務大臣にもう三年間日本におらして下さいという更新手続をしなければならない。ですから、五二年四月二八日をさかに線を引いて、親と子の在留資格が違つてしまつたわけです。

いものは一本であったわけです。一本といふのは、さきほど言いましたように五二年四月二八日をさかいにした親と子は分りますが、朝鮮籍でも韓国籍でも在留資格は同じだった。一二六一一一六該当者とその子供、この二つです。

ところが、この日から事情は一変してきました。一九六六年一月一七日と七年一月一六日の五年間に、さつきの法一二六一一一六の人もその子供も、所定の手続をとれば、「協定永住」と呼んでいる資格が与れることになつた。この五年間で申請した人は、だいたい三四万人くらいです。ところが申請した人の子供が生れるでしょ。これは手続をすると同時に資格をもらえる仕組になつていて、いまでは三六万ぐらいになつてゐるはずです。この協定永住というものは、「密入国」者でないかぎり、だいたい許可を与えたようですが、さつきの一二六一一一六該当者であつて、年々増加していくわけですね。

そこで、協定永住をとつた人と、協定永住をとらなかつた人（一二六一一一六該当者とその子供）とは、どこがどう違うのかということが問題になります。いちばん大きな違いになつたとみてよいのではないでしょか。  
協定永住許可の申請が打ち切られた七一年一月一六日で、朝鮮籍の人がたぶん二六万人くらいいたと思ひます。六五年から日本政府は、朝鮮籍・韓国籍の人がどれくらいいるかという発表をピタツととめてしまい、それ以後はどこへ問い合わせても、分りませんといふことで教えてくれない。ですから私の推定数字なのですが、二六万くらいでしょ。ただ韓国籍で協定永住をとらなかつた人が、二三万人おつたはずです。たぶん三万人ぐらいいではないかと思つています。私は以前、協定永住をとるには韓国籍にならなければダメだと間違つたことを書いてしまつたことがあります。さつきの一二六一一一六該当者であつて、なにか刑罰法令に違反して実刑を何年間かつとめ、「出入国管理令」二四条違反ということになり退去強制令書が発布されたとします。しかし退去強制令書が発布されても、第五〇条で法務大臣が日本に特別におらしてやるという自由裁量権があるのですが、この五〇条裁決によつて日本に特別に在留できるという場合があります。これを「特別在留」、略して「特在」と呼んでいますが、こういう特在

になつた人たちにも協定永住を与えています。いやな言葉ですが「前科」というものがあつても協定永住を出している。たとえば金嬉老ですが、彼は當時「前科」八犯で刑務所の中に一八年間おつたわけですが、獄中で申請をして許可になつています。ですから「密入国」者でないかぎり、申請した者はだいたい許可になつたとみてよいのではないでしょか。  
そこで、協定永住をとつた人と、協定永住をとらなかつた人（一二六一一一六該当者とその子供）とは、どこがどう違うのかということになります。いちばん大きな違いは、やはり退去強制条項が四つになつたということですね。法律一二六一一六の方は、二〇余あります。協定永住者の退去強制条項というのは、「内乱罪」、「外交に関する罪」、「麻薬犯」そしてこの申京煥君が適用をうけている「七年以上の刑をうけた者」の四つです。  
ですから形の上からみますと、協定永住の方が有利であるといえるわけで、事実大変有利であると私は思う。それでは、協定永住といふものは、立派なもので万々才かといったら、けつしてそうではない。結論から申しますと、きわめて不十分なものだと思います。というのは、現行令は、そもそも生活の本拠が外国にあつて、研究とか業務のために一時的に日本に入つてきてゐる人たちに適用する法律なんであつて、在日朝鮮人は、日本の支配権力によつて強制連行されたとか、また事实上強制的なかたちで日本に来ざるをえなかつた人達とその子供です。こういう人達に入管令を適用するのは基本的に間違つてゐる。その誤りの上にたつて協定永住が作られていて

る、ということです。

思想的な角度からこれをみると、日本の植民地支配が合法的なものだという別な表現ですね。なんら日本の国家が責任を負うべきものではないから、他の外国人と基本的に同じ法律を適用していくんだということです。もし、日本の朝鮮植民地支配がまちがいであるなどとするならば、五二年四月二八日の講和条約発効のときに、「外国人登録法」であるとか「出入国管理令」を、若干の除外規定を設けたとしても、これを適用するなどということは、論理的にも実際的にもありえないことです。ですから、先ず講和条約発効の時の処置が問題であつたわけです。

これは当事者にしてみますとこういうことになりますね。一九一〇年、まさになんのことよりもなくハッと気付いてみたら「日本帝国臣民」なんだということになつた。一九四五五年八月、祖国は解放されたんだ、もう俺は日本人ではなくつたんだと思つたら、アメリカがやつてきて、おまえは日本国籍を有するんだということになつてそういうあつかいをうけた。そして今度は講和条約が発効したら、まったく本人の意志を問うことなくおまえは日本人ではなくつたんだぞということです。それで、なんら日本の国家が責任を負うべきものではないから、他の外国人と基本的に同じ法律を適用していくんだということです。

そこでこの国籍問題というものが、どのように恣意的な扱いをうけてきたかということを少しふれたいと思います。

まず最初に国籍が問題になるのは、一九四七年五月二日に「外国人登録令」が施行されたときです。外国人登録証という常時携帯するものがあるのですが、これの国籍欄には、このときは全部「朝鮮」と書かれたんです。それが一九五〇年一月に第一回目の登録切替があり、この直前になつて、当時朝鮮半島には二つの政権ができていたわけですが、李承晩政権からGHQにこういう申し入れがくるんです。「日本の国内で「朝鮮」という言葉を使うのはおかしい。大韓民国が朝鮮半島における唯一合法政府なのだから、したがってこれを日本語で表記するならば「大韓民国」ないしは「韓国」と記述すべきだ。日本国内で使われているいっさいの公用語から「朝鮮」を消せ」と要求してきたのです。

GHQは、それを受けた日本政府に対全部「韓国」にせよといつてきまして、日本政府とGHQとの間で当時としてはかなり激しいやりとりがありました。まあごたごたありました。それで、てんやわんやの大騒ぎになつて、一〇月二六日に政府統一見解を発表したわけです。『韓国と書いてあるのは国籍である。朝鮮と書いてあるのは記号である』という内容です。これはまあみんなびっくり仰天しま

人が希望するならば「韓国」と書き換えるてもさしつかえない。ただしこれは国家の承認を意味するものでもなく、法律上の取扱いで差別するものでもない。「朝鮮」も「韓国」も記号ないし用語である」とこういつたわけです。ですから、私たちはこの見解を「用語」説もしくは「記号」説と呼んでいます。

そして、この記号説がいつまで続いたのかといいますと、一九六五年一〇月二六日まで続くのです。一〇月二四日の国会で、社会党の議員がこういう質問をしたのです。『政府はけしからん。朝鮮籍から韓国籍には書き換えを認めておるのに、「韓国」を「朝鮮」に書き換えるのを認めておらんではないか。これは明らかに「国籍選択の自由」に反しているではないか』と。するとこの質問に答弁した。そしたら次に法務大臣がでてきて、藤首相が『そのようなことはしておらん。本人が希望するならいくらでも書き換える』と法務大臣の答弁がまるつきり正反対になつたのですね。

それで、てんやわんやの大騒ぎになつて、一〇月二六日に政府統一見解を発表したわけです。『韓国と書いてあるのは国籍である。朝鮮と書いてあるのは記号である』という内

して、翌日の衆議院日韓特別委員会で、この統一見解が大問題になるんです。まあ日本の国会というところは色々怪々なところでしてね。信じられないことがおきるんですね。この委員会で、社会党の横山議員の、いつから「韓国」は国籍になつたのかという質問に対し、当時の佐藤首相、石井法務大臣、八木入管局長が、えんえん四時間もねばつていいまいな答弁をくりかえし、とうとうこの返事をしないまま終つてしまつた。こうやって「韓国」「国籍」「朝鮮」「記号」ということになつてしまつた。

こうしたことを法務省の役人に直接たずねると、「それは皆さんがあなが事情を知らないんですねよ。そもそも「朝鮮」から「韓国」への書き換えを受け付けるときは、韓国の在外国民登録をしてもらつてきている。在外国民登録をしたものは大韓民国の国民であると、韓国の国内法でそうなつていて。本人と韓国政府の間で韓国籍にするんだという手続をもつて市町村の窓口にきたのだから、これは当然に国籍である。しかし「朝鮮」の方はそういう手続をとつてない。つまり朝鮮民主主義人民共和国の出先機関がないからだ。そういう手続をとつてないからあれば記号である」と、もつともらしいことを言うのですね。しかし、一九六六年一月一七日に、日韓国交回復がなされたのです。統一見解がでたのは六五年一〇月二六日ですね。すると国交未

回復ということでは、韓国とも北朝鮮とも、中国ともベトナムともみんな同じことです。にもかかわらず、韓国の出先機関の領事事務がなぜ公認されるのかという問題が起きてくるわけです。理由を説明しろと言つても、これには役人たちもいつさい答えることができないのです。

すると、事実上日本政府が他人の国籍を勝手につくつたのではないか。明白に介入したのではないか。そうすれば、世界人権宣言一五条違反であるし、サンフランシスコ講和条約違反になるんじゃないかな。自分たちの作った法にすら反した行為なわけです。

そういうでたらめなことで、日本政府は国籍をつくりあげたのです。ですから、日本政府は、GHQも含めて、ただの一度も在日朝鮮人に自己の国籍を自己の意志によつて表明する機会を与えたかった。抹殺してしまつた。そういうことをやつてきております。

## 5 恋意的な行政

官庁のなかで、どこがいちばん在日朝鮮人を外国人だ、外国人だといつてゐるかといえ人共和国の出先機関がないからだ。そういう手続をとつてないからあれば記号である

ことは、なんだかんだといつても戦後三〇年間この問題をやつてきたわけです。ところが今、いろんな矛盾にぶつかつて困つてゐる。在日朝鮮人の処遇問題においては各官庁と国民の理解が必要であると言ひ出しています。

それはさておいて、それならば日本の労働者は在日朝鮮人を外国人として考へてゐるかということですが、そうではないでしょ。朝鮮人だと思つてゐるかも知れませんが、外

の帰りをねらつて提示を求めることがあるやにきいています。

文部省は、民族学校を基本的に認めおりません。六七、六八年に「外国人学校法案」を二度にわたつて国会に上程しました。外事警察ですね。たとえばにかの集会の帰りを待ちぶせておいて、狙いをつけておる在日朝鮮人に「外人登録証をみせて下さ」です。ひどい例になると、

國人だとは思っていませんね。外国人だといふと、だいたい顔が白くてと、こう考るでしょ。これが問題の一つだと思います。

現在、七四万の外国人が日本にだいたい常時います。そのうちの約八六%である六四万が在日朝鮮人です。少なくとも量的な側面からいうならば、日本にいる外国人の圧倒的大部分が在日朝鮮人なわけです。

ところが、行政は外国人であるということで権利を全部切ってきた。大阪では、「ここ二、三年前からようやく国民健康保険の適用をしましたね。去年になつて公営住宅の入居もようやく認めた。この大阪から西の方の地方自治体は、まだ公営住宅の入居をほとんど認めていなかつた。その理由は外国人だからといふのです。司法試験には国籍条項がなく、とくに日本国籍が必要であるということです。

ついさきごろ、司法試験に合格した金敬得君という青年が司法修習をうけるにあたつて、外国人はだめだといわれています。司法試験に合格してもこの二年間の司法修習をしないと弁護士にはなれません。司法試験には国籍条項がありません。それに日本で弁護士をするにも国籍条項はないんです。ところが司法修習生の段階で外国人はあかんということがなつてゐるのですね。どういうわけかといふと、最高裁判所の裁判官会議でそのような申し合せになつていてるのです。入団もあるし出口もあるが、真中がだめだとい

う仕組で巧妙に在日朝鮮人などが弁護士になるのを排除しているわけです。

これの理由も日本国籍がないからですね。

注目すべきことは、最高裁が司法修習として外国人を認めないというのは、司法修習二年間に国が給料を払うんだから公務員に準ずるんだと言っている。公務員というのは、人事院規則の採用の条項の中に「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」というのがあるのです。そうしますと外国人を公務員にしてはいかんということはないのです。国家公務員・地方公務員にしてはならない場合というのは、「公権力の行使または国家意志の形成への参画にたずさわる公務員」に限定されているわけです。今、この地でも問題になつていてます電々公社の在日朝鮮人の雇用拒否でもこの条項をもちだしていられるわけですが、高校を卒業して電々公社にとめる人間がどうして「公権力の行使」、「國家意志の形成への参画」ということになるか

というのです。

しかも、金敬得君の場合、帰化をしたならば司法修習生として認めるが、最高裁の名前で文書で書いてあるのです。最高裁判所が他人に向つて帰化しろと言つてはいる。本当に何を考えているのか。あきれはてた話です。つまり、外国人といえど、日本に住む以上税金を払うのは当然だ、といつて税金はとる。

他方、日本の国とか地方自治体が身銭をきつて社会福祉をしなければならないときには、外国人だという理由で全部シャットアウトしている。つい二、三年前までは、在日朝鮮人の多住地域であるこの近畿一円でも国民健康保険を適用しなかつた。病気になつて医者にかかるたら全額医療負担しなければならなかつた。就職差別をうけておる。進学差別をうけておる。あらゆる差別をうけておる。医者にかかるたら全額払わなければならぬ。悪循環をきたすわけです。だから身体の具合が悪くても仕事に出て行く。さらに身体が悪くなる。悪くなるからなかなか雇用条件もむづかしくなる。

戦後三〇年間、法的地位の問題、福祉の問題、全体を含めて外国人だからということで抑圧してきた。それなら外国人としての固有の権利である民族教育を認めるのかといえば、それは認めない。そういうことが、ずっと続けられて来ています。

在日朝鮮人の問題というのは、我々が過去の植民地支配についてどういう責任のとり方をするのか、外国人である在日朝鮮人と対等な人格を認めあう関係をどのようにつくっていくのか、ということが鋭い形で問われつづけているにもかかわらず、我々の方で必ずしも十分に対応できないで、当事者のみにそ

矛盾がしわよせされてきています。

こういう状態は、一日も早く改められなければなりませんが、このような一般的なことをいくらいってみても、情況は、一向に変わらないと思います。民族差別であれ、なんであれ、ことは、個別・具体的に記きるものであります。この申君の事件も、例外ではありません。なぜ、申君に退去強制令書が発せられたのか？ いうまでもなく、申君個人の責任を不問に付すわけにはゆきませんが、この個別の事件にかかわることによって、今まで抽象的であつた、日本近現代史、つまり、日本の國家権力の別な顔が、また、それを充分に認識しえなかつた自分の顔が、かなりリアルにみえてくるのはなかろうか。

更に、従来、抽象的であつた在日朝鮮人が、具体的な存在として認識され、その関係が、考えていたような奇麗ごとでは進まないといふことも相互にはつきりしてきます。そして改めて、「連帯」のむつかしさがわかつてくるのではないかと思います。とにかく、楽な運動ではありません。それはそうだと思う。百年もかかつて作り出された植民地及びその思想が、三年や五年運動やつたからとて、どうして先がみえてきましょ。だから、朝鮮問題をやりたがらないのでないでしょか。ですから、本質的に変わらないことが、若干形をかえて繰り返えされているのだと思う。大変回り道のようですが、個別・具体的な

問題に、少なくとも五年関係すれば、かなり色々なことがみえてくるのではないかと思われます。結局、それが最も近道のような気がします。従つて、この申君の運動に多くの人が参加することを期待するものです。

(一九七六・一二・一〇)

の第三回目は、この「死後」である。

死後は、死後が死後である。死後は、死後である。死後は、死後である。

# 申京煥君の退去強制を許すな

## もとの在留資格」「協定永住許可」にもどせ

### ◆よびかけ

申京煥君は、「協定永住許可」を取得している在日韓国人二世です。彼は「懲役八年」の実刑を受けたということで韓国に退去強制されようとしており、現在法廷で斗っています。日本で生まれ、日本以外のどこにも生活基盤を持たず、母国語に触れる機会さえ奪われてきた彼にとって、韓国への強制送還は、まさに「社会的な死刑」といえます。日本に在住する六十余万の朝鮮人は、日本帝国主義の朝鮮植民地支配の中で土地を奪われ、生活のためやむなく日本へ渡航せざるをえなかつた者、あるいは強制連行された者、そしてその子孫たちです。彼らは誰にも強制されることなく、みずから的意思に従つて、朝鮮人として日本に住み、あるいは帰国（往来）する権利を持つています。日本政府は在日朝鮮人に對して、このような権利を保障する義務こそあれ、申京煥君を「強制送還」することなど決してできないのです。

### ◆事件の経過

申京煥君は一九四八年一月十五日、兵庫県宝塚市に生まれました。

申君の両親は今から四十五年前、日本の植民地支配による生活の苦しさから日本に渡航しました。しかし日本は会の差別政策によって日本でも定職につくことはできず、土木労働者として生活していました。申君は、宝塚韓国小学校（六二年三月廃校に追いこまれました）、宝塚市立第一中学校を経て県立有馬高校に入学し、六五年有馬高校を卒業しましたが、在日朝鮮人は「三日も雨が降れば死んでしまう」職業にしかつけないことを見せつけられる中で、たつた一つ受けた会社も申君の友人の日本人は採用され、申君の就職は拒まれ、高二の三月にクラスの中で就職の決まつていなかつたのは申君だけでした。日常的に差別と偏見に満ちた日本社会へのあきらめを持ち絶望的になつていた折、一九六六年仲間と共に窃盗・強盗を行ない、六八年五月十四日静岡地裁において「強盜致傷罪」の「懲役

八年」の判決を受けました。この裁判自体、大きな問題を持つています。「犯罪」構成が入り組んでいるのに、不明確なままであること、また申君から傷を受けたという「被害者」をつくり出すことによつて「強盗」よりも重い「強盗致傷罪」を作り出していること、(申君自身覚えがないし、被害者自身「こんなものは傷のうちににはいらない」と言つてゐる)、これらの上に立つた「懲役八年」の実刑を犯行當時未成年の申君に対して科したのです。(なおこの年の二月に「金嬉老事件」がおこっています)申君は東京高裁に控訴しましたが、六八年十月「控訴棄却」の判決が出、八年の刑が確定しました。

申君は、八年の刑を五年に縮めて七三年九月二十日出所することができました。ところが申君は家に帰ることはできず、入管の手によつて大村収容所に送られてしまつたのです。申君は六九年十月、獄中で「日韓法的地位協定」による「協定永住許可」を取得していました。その申君が「出入国管理特別法」六条一項六号(「無期又は七年を越える懲役又は禁錮に処せられた者」は退去強制できる)に該当するというのです。七三年七月入国審査官は退去強制の「認定」を行ないました。申君は当然これを不服として特別審査官のもとで口頭審理を行ないましたが、ここでも「認定」は変わらず、申君は法務大臣に対し異議申立を行ないました。これに対し、時の法務大臣田中伊三次は「異議申立は理由がない」と棄却し、九月十

四日、退去強制令書が発付されました。これに対し申君は法務大臣を相手どり、退去強制令書の取り消し訴訟と退去強制の執行停止を求める訴訟を十一月十四日に起こしました。その結果、後者に対し十一月二十八日の送還を前に十一月二十二日、執行停止の裁定が出されました。そして七四年一月十九日、申君は大村収用所から、仮放免され、愛する家族の元へ帰つてきました。

### ◆特別在留許可を!——現訴訟

「出入国管理令」五〇条一項には「法務大臣の裁決の特例」として法務大臣は「裁決に当たつて、異議の申し出が理由がないと認められる場合でも……その者の在留を特別に許可することができる」と記され、それに該当する者として「1、永住許可を受けている時、2、略3その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情がある時」とあり、いわゆる「特別在留」とはこれをいいます。現訴訟は申君と彼の家族が「協定永住許可」を持つており、したがつて「諒解事項・6」(「協定永住者の家族の強制退去については、家族構成その他の事情を勘案し、人道的見地から妥当な考慮が払われる」、「合意議事録三条二項」)、「……人道的見地からその者の家族構成その他の事情について考慮を払う」のいずれにも該当していること、さらに申君の家庭状況(病身の両親、働き手の申君)や服役状態(八年を五年

半に縮めている)等を考慮するならば、申君の「特別在留」を出さなかつたのは、法務大臣の裁量権の逸脱であり、それをうけて広島入管主任審査官の発布した退去強制令書の取消しを求めているもので。しかしこの現訴訟の主張には問題点があります。(1)「人道条項」のみに依拠して「特別在留」をお願いするのは、在日朝鮮人形成の歴史と現在の日本社会の差別性をとらえていません。(2)仮に「特別在留」を取つたとしても、いつでも退去させうるという法務大臣の「自由裁量」のもとに縛りつけたままであり、きわめて不安定な在留資格です。しかし協定永住許可を持つ者の退去強制を阻止する現訴訟の意義は大きいのです。

### ◆もとの在留資格||「協定永住許可」に

#### もどせ——新訴訟

現訴訟の問題点を克服し、裁判をより本質に迫るために、現訴訟に加えて新訴訟が七四年七月一日第五回公判において出されました。この新訴訟は広島入管が申君に対して行なつた「退去強制認定処分」が不当であるとし、取消を求めるものです。つまり、入国審査官の退去強制が妥当であるとする「認定」がいかに「協定永住許可」を実質的に剥奪する法的効果を持つ故に、「認定」は単に形式的機械的なべきものではないのです。この新訴訟は「認定」の不當性を訴え、退去強制令書の取消を求めたもので、法的あるいは社会的

七五年九月二十二日オ十二回公判から証人尋問が始まりました。

最初の証人は崔昌華氏で、彼は申君の韓国小時代の担任です。申君の少年時代・家族・ヨンコーバ(申君の住んでいた朝鮮人多住地域)の様子を証言しました。オ十三回公判においては宝塚の地域の二証人(韓国人・日本人)がヨンコーバの成りたちや当時の様子を証言しました。オ十四回公判では佐藤勝己氏が朝鮮人の強制連行や渡航の歴史、戦後の法的地位を証言しました。今後家族などが証言につことなっています。

### ◆その後の公判

影響からみても現訴訟より大きな意味を持っています。つまり新訴訟に勝ち、「認定」が取消されれば、申君は「特別在留」というきわめて不安定な在留資格ではなく元の在留資格||「協定永住許可」にもどれるのです。

ての例会・財政基盤の確立等を目的としています。  
ぜひ会員になつて下さい。

### 「申京煥君を支える会の会員に！」

●会費 一ヶ月100円

●申し込みは

振替 「神戸」733350

申京煥君を支える会  
で、五ヶ月分ほどまとめてお願  
いします。

会員には「申京煥君を支える会・ニユ  
ース」、例会案内等をお送りします。

### 申京煥君を支える会

兵庫県宝塚市福井町一一一

宝塚福井教会氣付

二〇七九七一七一一五九一  
振替 神戸七三三五〇

# 申京煥君を支える会 パンフレット

## ■ 申君支援運動資料集No.1 300円

申京煥・裁判・支える会  
12・8 東京集会（1973年）基調報告  
公判資料（訴状、準備書面）  
申京煥君の手紙（1973年4月14日）  
申点粉さんの嘆願書  
12・8 東京集会資料

申京煥裁判に関する日韓キリスト者の要望書

## ■ 75・3・30 関西集会報告（資料集No.2）200円

基調報告  
申京煥君のあいさつ  
在日朝鮮人の法的地位と申京煥裁判・仙谷弁護士  
申京煥君事件関係年表

## ■ 「自分の意志で堂々と帰りたい」（申君発言集、資料集No.3）150円

## ■ 申京煥君裁判資料集（資料集No.4）400円

過去強制処分取消請求訴状

国側答弁書  
原告側準備書面 第1～第5  
国側準備書面 第1、第2  
太寿堂鑑定書  
小田鑑定書

## ■ 申京煥裁判証言集・第一集 600円

崔昌華氏  
金泰浩氏  
井熊一郎氏  
佐藤勝巳氏

## ■ 申京煥裁判証言集・第二集 400円

李仁夏氏  
金弼連氏  
申点粉氏

## ■ 在日朝鮮人の日本渡航史 姜在彦 400円

## ■ 申京煥君を支える会・全国ニュース

No.1 1975年12月15日

No.2 1976年2月1日

No.3 1976年5月15日

## ■ 申京煥君を支える会・ニュース

No.1 1974年1月

No.2 タ 3月24日

No.3 タ 5月19日

No.4 タ 6月23日

No.5 タ 7月28日

No.6 タ 10月6日

No.7 タ 11月23日

No.8 1975年2月2日

No.9 タ 3月23日

No.10 タ 5月5日

No.11 タ 6月28日

No.12 タ 9月28日

No.13 タ 11月22日

No.14 1976年10月17日

No.15 タ 12月10日

No.16 1977年4月3日

No.17 タ 5月20日

No.18 タ 7月31日

[編集・発行] 申京煥君を支える会 1977年8月

〔事務局〕 兵庫県宝塚市福井町11-1

宝塚福井教会

[定 價] 300円